

第七十二回 参議院農林水産委員会會議録第二十三号

昭和四十九年五月十七日(金曜日)

午後二時十六分開会

委員の異動

五月十六日

棚田 四郎君

補欠選任

橋本 繁蔵君

五月十七日

棚田 四郎君

補欠選任

橋本 繁蔵君

重宗 雄三君

平泉 渉君

橋本 繁蔵君

出席者は左のとおり

委員長

理事

委員

佐藤 隆君

田口長治郎君

温水 三郎君

平泉 渉君

堀本 宜実君

塚田 大願君

倉石 忠雄君

農林大臣

農林大 臣

政府委員

農林政務次官

農林省農林経済

局長

農林省農林経済

局長

農林省農林経済

局長

農林省農林経済

局長

農林省農林経済

事務局側

常任委員会専門

員

大蔵省主計局主

計官

厚生省年金局企

画課長

農林省農林経済

局長

自治省財政局財

政課長

自治省財政局交

付税課長

梅澤 節男君

持永 和見君

白根 健也君

石原 信雄君

森 審一君

竹中 謙君

本日の会議に付した案件

○農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(初村龍一郎君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案、以上二法案を一括して議題とし、前回に引き続き質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言願います。

○堀出啓典君 それでは農業者年金法の一部を改正する法律案について、三の点でお聞きしたいと思ひます。

この法律ができてからもう四年ぐらゐになるわけですが、御存じのように、今回の農業者年金法でも言っておりますように、農業のいわゆる中核的な農家を育成していく、そういう立場で今日まで日本の農政が進められてきたわけでありまして、農地の流動化というものがなかなか進まな

い。それで、結局、専業農家あるいは自立経営農

家というものが反対に減つておる。そういうよう

な状況であるわけだけれども、この農業者年金

法というものはそういうような点においてどうい

う働きをするものか、その点についてちよつとお

伺ひをしておきたいと思ひます。

○政府委員(山本茂一君) わが国の農業生産の維持、増強をするためには、農業経営の規模を拡大すること、生産性向上のための条件を整備いたしまして、自立経営農家を含む農業生産の中核となるにない手を育成確保する必要があるところ考へます。自立経営農家をはじめとする農業生産の中核となるにない手の育成のためには、従来から、総合施設資金等の農業金融の充実、経営技術の指導の強化、農業団地の育成、第二次構造改善事業の推進等をはかるとともに、農業生産基盤の整備、農産物の価格の安定対策等、各般の施策を強化したところでございます。今後とも、これらの施策を推進をして、農業生産のなない手の育成をはかりたいと思つております。また、これらの施策の推進とあわせて、特に農地の賃貸借の促進をいたしまして、中核となる農家の耕作の規模を拡大をいたすために、御承知のようないろいろな処置を新しくとつていこうと、こういう考へでやっておりますわけでありまして、

それから、農業者年金制度は、優秀な経営担当者の確保、経営移譲の促進、経営規模の拡大等が、農業者の老後の生活の安定と密接に関連をしております。年金額に目をいたしまして、年金額という政策手段を通じて農業経営の近代化、農地保有の合理化をはかろうとするものであります。このようない連の構造政策の一環として、各般の施策と密接な関連のもとにその機能を發揮し、農業の近代化をはかろうとするものと考へております。

○堀出啓典君 それでは、この農業者年金には、いわゆる当然加入と任意加入というのがあるわけでございますが、この加入の数が、大体、本制度が

発足当時は二百万人ぐらゐ加入すると見込んでおつた。で、まず、どういふ理由で二百万人ぐらゐ加入すると見込んでおつたのか。そうして、現実には、加入者の数がそれをかなり大幅に下回つておるわけでありまして、こういう点につきまして、農林省としてはどのように考へておるのか、これをお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(大山一生君) この年金法案を作成いたしました昭和四十五年当時におきまして、各種の調査から総合いたしましたので、一応二百万といふことをめどとしたわけでございまして、そこで、この法律ができてから、農業者の年金被保険者調査というのを四十七年にやりました。それでその結果に基づきまして、具体的に加入の資格のある方が、どの程度あるかというものを調査したわけでございまして、その結果をいたしまして、五百三十万の農家の中で、その年金に加入する資格としては、まず面積要件がございまして、内地であります。まず面積要件がございまして、内地であります。そこで三反以上あるかあるいは未満であるかというふり分けをする。それから、御存じのように、五十五歳未満という問題が一つございまして、年齢要件がございまして、その三反以上の面積要件に該当する方の中で、この年齢要件でふり分けする。それからもう一つ、農業者年金といふのは、国民年金に加入しているという要件がございまして、いわゆる年金要件と申しますか。そこで、国民年金に加入しているかどうか、こういう調査をいたしまして、そしてまた、面積要件には該当するけれども、年齢要件で五十五歳以上であるけれども、後継者が農業を主とし、あるいは専従しているかどうか、あるいは国民年金要件には該当しないけれども、後継者の就業状態が農であるかあるいは農を主とするか、こういうような調査をいたしました結果、加入資格者といつたしましては二百二十万という数字が出てきたわけでございまして、

ざいます。当然加入がその中で百三十二万、それから任意加入が八十八万。こういうふうな結果が出てきたわけでございまして、で、そういう百三十二万という当然加入に対して現在加入しておりますのが八十七万ということで、当然加入については六六%の加入、こういうふうなことに相なっているわけでございします。

○塩出啓典君 そうしますと、当然加入が非常に少ないと。これは、本来ならば一〇〇%加入するのが当然じゃないかと思うわけですけれどもね。これが、六六%しか入っていないというのはどういふことなんでしょうか。

○政府委員(大山一生君) いま申し上げましたように、現時点で、つまり四十八年十一月現在でございしますが、当然加入で見た場合に六六%、こういうことになっておるわけでございします。当然加入資格者というものを、強制するということがあるならば、直ちに百三十二万は獲得できるわけでございしますけれども、ただ、こういう種の問題でございしますので、十分な話し合いの中で、相手の納得を得た中で加入してもらおう、こういうふうなことを。そして、その当然といいますが、当面の目標といたしましては、当然加入に重点を置く、そういうことで現在、五十年までには当然加入百三十二万というものは全部入ってもらおうと。こういうふうな方向で、あらゆる手段を通じてこれの加入を促進していく。そして、そのあと、と言つてはあれですけれども、並行して、そのあとは任意加入の加入のほうに精力を注いでまい。こういうふうなかつこうで進めているようなわけでございします。

確かに六六%という加入率は決してほめたものではないと思つておりますので、われわれといたしましては、あらゆる角度を通じて、その当然加入してもらへる人をまず優先的に入ってもらふように努力してまいりたいというふうに思つております。

この調査をいたしましたときに、同時に実は、なぜ加入資格を持つていふ方に入つてない方があ

るか、という理由を調査したわけでございします。が、ちょうど四十七年時点でございますが、そのときに、四五%が制度の中身を知らぬと、こういうふうな実態があつたわけでございします。これは末端組織といひますか、末端の事務組織の整備といふことと関連する問題でございまして、現在は末端組織といひますか、農協なり農業委員会との関係においてこれらの事務をやつていただく方は完全に一〇〇%話がついております。われわれといたしましては、そこを通じ、また基金自体から、この制度の中身の趣旨の徹底といふようなことを含んでこの加入の促進をやつてい。こういうわけでございまして、一〇〇%になる時期を一応五十年というふうに見ているわけでございします。予算上はそういうことでございしますので、四十九年度予算としては百六十五万という人間を前提といたしまして予算を計上しているわけでございします。

○塩出啓典君 わかりました。それで、年金の場合は、加入者のほうの側からすれば、やっぱり掛け金はできるだけ少なくて、それでもうほうは非常にいいほうがいいんじゃないかと思うんです。特に私は、日本の農業といふものの将来を考えると、どうしても農業といふものは、ほかの産業に比べれば生産性といふのはさうめちやくちやに上がらない。やっぱりお米は一年に一回しかとれないわけですし、そういうふうないろいろな点でいふと、農産物の価格が上がるか、あるいはいふらんな、そういう国が助成をして価格が上がらないように、そういうような形で農家の収入を確保していかなくちゃいけない。そういうようなことは、私は、いろいろな面で言えると思つてすけれども、そういう点で、私は数字的なことはよくわかりませんが、この農業者年金といふものは国民年金に、さらにいわゆる六十五歳の前であれば、経営移譲年金を支給するとか、ちよつと厚生年金にかわるべきものを農民の保護の立場でつくつた、と言へるんじゃないかと思つて

す。そういう点で、厚生年金の場合といふゆる農業者年金を比較した場合に、農業者年金といふのは、厚生年金よりいゆる労働者の立場で見た場合に、はたしてどういふメリットがあるのかです。その点をちよつと聞かせたいと思つておる。質問がはたして正しいかどうかちよつとわからないんですけれども、そういう点はどうでしょう。

○政府委員(大山一生君) この制度発足の当時から、この年金といふものが効果あらしむるためには、厚生年金並みの水準といふことの給与といひますか、これがなければ効果等はないであらうと。こういうふうな、国民年金審議会において意思決定もされていゝるわけでございします。そういうようなことからいたしまして、今度の年金につきましても、今度の場合は、四十九年におきます農業所得といふのを一応推定いたしまして、その四十九年の農業所得をもつて厚生年金に加入すればどういふ金額になるかといふことを見まして、それがアップ率で、二十五年加入の場合でアップ率で見て一・七倍から二・三倍の範囲に入る、そういうようなこと。なぜ一・七倍から二・三倍までいろいろな数字があるかと申しますと、これは三次曲線を使うとか、あるいは直線回帰を使うとか、あるいは米価据え置き前五カ年間をとるとか、最近までを見るとき、こういふたようないろいろなやり方をする結果において一・七倍から二・三倍という水準が得られました。そういうふうな水準から見ても、また厚生年金の引き上げ率といふようなこと、それを勘案いたしまして二・二倍といふようなことにはいたしたわけでございします。

これを簡単に申し上げますならば、いわば厚生年金の五万円年金の考え方、これにおきまして、厚生年金の場合でいいますと、五万円年金をつくりましたときには、その再評価後の平均標準報酬を八万四千六百円と見ておりました。その八万四千六百円という平均標準報酬をもとにいたしまし

て定額部分、それから報酬比例部分といふのをを出してみますと、四万九千八百四十二円だと、それに対して、私のほうが、これは二十七年ベースでいつておりますが、二十七年ベースで今度のいわゆる経営移譲年金の月額といふことをベースにして二十七年を計算してみますと四万七千五百二十円、おおよね一致するよう金額になります。したがって、先生の御指摘のようになると、そしてまた、国民年金審議会が、この制度をつくるときに要求しました厚生年金程度の水準といふことは、この法律改正によって実現しているのであらう、こういうふうな考へていゝるわけでございします。

○塩出啓典君 そうすると、それは年金をもらう額が同じといふんではないに、いわゆる掛けた金額に対してもらう比率ですね。この農業者年金の場合は、それに対して国庫の補助がありますし、厚生年金の場合は企業なりがある程度補助をしていく。そういう点で労働者が見た場合には、出した金額と、もらうのと、その関係においては大体同じである、そういうふうに判断していいわけですか。

○政府委員(大山一生君) 先生の御指摘のとおりでございします。

○塩出啓典君 それからこの農業者年金の中に、いろいろ経営移譲年金、これはまだ開始されておりませんけれども、いわゆる農地の取得資金の貸し付けですね。こういう制度があるわけでございしますが、これはおそらく農家の皆さんが納めたそういう基金の中から、それを加入者に農地を取得する場合等にやはり融資しておるのじゃないかと思つておりますがこれはどういふ実態であるのか、これをひとつお聞かせいたしたい。

○政府委員(大山一生君) 基金の現在やつております仕事は、いわゆる年金業務、本来的な年金業務につきましては、御指摘のようないま掛け金をいたしておるという仕事でございします。そのほかに、御存じのように、この年金の適用を受けがたい方に対していゝる離農給付金の支給業

務、それから農地の売買、売り渡し業務、それからまた農地取得についての融資業務と、こういったような業務を実施しているわけでございます。

この業務の中身でございますけれども、離農給付金につきましては、現在のところ、大体、実績として三千件程度の実績でいま推移しているというふうな状態でございます。今度離農給付金につきましては、支給額がこちらと同じように引き上げられるということもありませんし、それから支給要件の中に使用収益権の設定ということもこの対象にしたということがありますので、今後、この件数は地価の上昇あるいは資産保有的な傾向というふうな影響はあるにしても、ふえてくるのであろうというふうに考えております。現在一番稼働しておりますのは、農地取得のための融資業務でございます。これは御存じのように、両方がこの保険に加盟しているような方の問題になるわけでございますけれども、いわゆる離農土地を一括取得する場合、こういう場合においては長期低利の融資をいたす、こういうことでございまして、四十七年度十三億六千万でございます。それで四十八年度は、これは十一月までで約八億ございまして、現在のところ、総額二十億までは貸し付けられることになるであろう、こういうふうな考えでいるわけでございます。

なお、農地の売買業務、売り渡し業務、業務でございますが、これは御存じのように、農地の移動というものが、農業者相互間で直接行なわれる傾向が非常に強いわけでございます。基金が、その仲介の労を果たすという場合には、相当大規模の移動がある場合、逆に言うと、自己資金が非常に少ない場合、こういうふうなことになるが、大規模な面積の移動の行なわれている北海道に集中しているというものが現状でございます。現在までの買い入れた面積は九百四十一ヘクタール、それで売り渡した面積は五百二十九ヘクタール、こういうふうなことになるわけでございます。今後、これも経営移譲年金が支給開始されることになりました

と、本格的に機能してくるであろう、こういうふうな考えでいるわけでございます。

○塩田啓典君　そこで、ちょっとお尋ねしたいのでございますが、いわゆる農地の取得資金の貸し付けですね。これはもちろん限度額があると思うのでございますが、年金の積み立ての何%と。そういうわけで、現実には基金のワックに対して、いわゆる要望ですね、というものは非常に多いのか、あるいはワックは消化できていないのか。それからその基金のワックの何%ですか、二〇%ですか。この二〇%というのは、一体どういうわけで二〇%になっているのですか、このあたりは。

○政府委員(大山一生君)　年金基金の積み立て金、これは将来の年金給付の財源ということでございまして、中身は、農家の方々からいただいた金と、それから農家の負担金、こういうことが内容になるわけでございます。この運用のしかたというのについては、安全でなければならぬし、また、効率的でなければならぬ。安全というものは、農民から預かっている金であるということとでありまして、それから効率的というものは、いかに運用益をあげるかということによって、再計算期において、農業者への掛け金を減らす財源になるという意味において効率的でなければならぬ。こういうふうなことでございまして、いま先生の御指摘の農地の買い入れ、売り渡し、あるいは農地取得資金の融通、融資、これが何で二割だと、こういうお話でございますが、これは財務省の省令によりまして、二割の限度内であればならない、とあるので、こういうふうなことになるというふうな次第でございます。そういうことから言いますと、四十九年の場合は、満額消化することになるであろうというふうに見えていいんではないだろうか、こういうふうな思っております。

○塩田啓典君　四十九年度満額消化ということでは、いままでは消化できていなかったと、こう考えていいですか。

○政府委員(大山一生君)　そのとおりでございます。

す。

○塩田啓典君　それで、この資金の貸しつけ条件は、年利三%、償還期限が三十年、三年据え置き、こういう融資条件でございますが、農林漁業金融公庫の農地取得資金も大体同様な性格ですけれども、こちらのほうはちょっと金利も高いし、それから償還条件も三十年が二十五年になっておるわけでありまして、これはやはりこの二つ同じような趣旨でありながら、条件が違ってくるわけですが、それはどういうことなんでしょうか。

○政府委員(大山一生君)　農地保有合理化法人、それから年金基金のいわば売買業務といいますが、これは、ともに農地保有の合理化をはかる。こういう意味によって全く同一でございますが、御存じのように、農地保有合理化法人の買い入れます土地というのは、農用地区域内にある土地を、一般的に対象にしているということがございまして、それに対して、年金基金の買い入れます土地というのは、先ほどもちょっと申し上げましたように、年金の被保険者が経営移譲のいわば受給要件と申しますか、そういうための離農をしようとする場合、こういうふうな場合に活用しよう。こういうことであり、そしてその買い入れた土地は保険の、何といいますが、被保険者にまた売り払うと、こういうふうなことになるわけでございます。つまり合理化法人の場合は一般的に農地の売買をしてまいるということに対して、この基金というものは基金の構成員といいますが、この間において行なわれる、まあこういうことが一つございまして、それで、両方の関係につきましては、これは当初から申し上げておりましたように、一般的には合理化法人が優先させると、こういうことでございまして。そして三分資金を、基金におきます三分資金の活用というものは、挙家離村のような一括して取得されるような場合、こういう場合においてその三分資金を活用してまいり、こういうことでございまして。まあそういうこととからいたしますと、やはり九州でありますとか、北海道でありますとか、そういう地域が比較

的多くなるであろうことは想像されるわけでございます。

○塩田啓典君　そこで、やはり経営移譲を促進して農地の流動化をはかり、そしてまあ規模の拡大を容易にしていける。そういうような意図が、このあれにあると思うわけでありまして、そうすると、私が思うのは、いわゆる農業者年金への加入の条件というものが、任意加入にいたしましたも三十八ヘクタールという面積の制限があるわけですね。それからまた、離農給付金にいたしましては、やはりこれは三十八ヘクタールよりも小さい農家においてはそういう離農給付金は出ない。このように私判断しているわけでありまして、それで一体、どういう農家がどういいう農家に経営移譲をすることを目ざしているのか。私たちは、むしろほんとうに経済の効率からいけば、たとえば非常に小さい土地を持つていっているところでは、まあほんとうに効率の面からいえば、たとえば兼業で二十アールとか、そういう零細なところほどやはり効率は悪いんではないかと思うわけですね。ところが、この離農給付金にいたしましては、農業者年金にいたしまして、三十八ヘクタール以上ということで、そのあたりがちょっと私も理解に苦しんでおるわけなんですけれども、これはどのように判断すべきですか。

○政府委員(大山一生君)　これは七〇年の農業センサスでございますが、このときにいわゆる三反未満農家、これが大体百万戸あるわけでございますが、その中で販売金額のない方あるいは五万円未満という方が八〇%を占めているという事実がございまして。そして販売金額で二十万円以下というところにいたしますと九六・四%を占めているというふうな事態にあるわけでございます。これは七〇年センサスでございますので、今度の七五年センサスの結果でどうなっているかわかりませんが、また、センサスの結果を慎重に見なければならぬと思えます。が、そういう点からいたしまして、また、この年金というものが経営の基盤である土地に着目し、いわば経営移譲というふうなことをや

つていただく中で構造の改善をはかってまいるといふようなことからいたしますと、農家らしい農家を対象にせざるを得ない。こういうようなことで、いま申し上げました三反未満農家というものの実態というところを踏まえて、農家らしい農家というものは内地でいえば五反、そして任意加入できる方の下限というのは三反ではないか。まあこういうことで当初発足したというふう聞いています。それでございまして、まあその考え方は現在においても考えられることではないかと、こういうふうにして思っております。

ただ、施設園芸というような問題あるいは畜産経営というような問題につきましては、これは確かに三反未満でも、規模の相当の収量をあげている方がいることは確かでございます。まあこういう方について何らかの措置を講ずべきではないかという御意見のあることもわれわれ承知しているわけでございまして。ただ、いま申し上げましたような実態がありますので、下限は三反ということにいたしておるわけでございまして、この三反の問題につきましては、今後さらに検討は長期にわたって続けねばならぬ問題であらうというふうな考えでいるわけでございまして。

○堀出啓典君 そうしますと、ちょっと私、よく説明がわからないのですが、結局いまのお話では、三反未満の農家はほとんど販売をしている人は少ない。したがって、そういうところは、少々コストが高かろうが安かろうが、そういうものは、やっぱり国民の食糧確保という点から見れば、結局まああまり——自分の家でつくっているわけですから、そういうものの生産性を上げるという点はあまり考える必要はないと、そういうようなことですか、結局は。

○政府委員(大山一生君) いま申されました三反未満農家のあり方といふことは、これはまあ年金というものにつきましては、農家らしい農家を対象とするということで、当然加入は五反という線を出していただくわけでございまして。それで、任意加入としては、先ほど申し上げたようなこともあつ

て三反という線を出しているわけでございまして。零細農家というものが、農業経営といふものは、農業政策上いかなる位置づけをされるべきかという問題は、これはなかなかむずかしい問題ではありますけれども、相対的に国内の食糧の安定的供給をはかる、あるいはそのの手に手としての中核的農家を育成するという中におきまして、いわばこれらの零細な方々の土地をいかに有効に活用すべきかという点につきましては、これは年金の問題というよりはむしろ構造政策全般の問題といつたしまして、たとえば規模拡大の問題であるとか、農地法上の問題でありますとか、あるいは農振法を今度改正を出しているわけでございまして、そういう中で、いわば利用権の設定の問題でありますとか、こういったような各般の措置の中において、いわば食糧の安定的供給をになう農家の方々のあり方といふことが、そういうものについて、この施策を講じていくべきものであらう、こういうふうな考えでいるわけであります。

○堀出啓典君 それでは、「農業者年金制度の改正に関する要望」これは滋賀県の農業会議から私、ちょっといただいたんであります。その中に、いまお話のありました「制度上対象外となつていふ三〇アール未満の資本集約的農業経営主に対し、特別加入の措置を講ずること」と、確かに面積だけでいうのではなしに、どれだけ密度の高い農業をやっているかというところで、これは当然やばりこの主張は私は、道理にかなつていふと思ふんですけれども、これは、今度の改正の中に含まれないのか、その点は今後どうしていくつもりですか。

○政府委員(大山一生君) 先ほど申し上げましたように、農家らしい農家を対象とするということが一つ、それからやはり土地に着目して、農地に着目して、いわば経営移譲ということの中において規模の拡大といふことが、構造の改善をはかつてまい、こういうふうな趣旨から、発足以来五反、そして三反というベースをきめておるわけでございまして。それで、先ほどちょっと申し上げ

ましたように、三反未満の農家の中でも、たとえば施設園芸というようなことをやっておられる農家につきましては、これは確かに相当多額の収量をあげておられる方があつてございまして。ただ、施設園芸が、ある程度大きな農家という方々についての五反未満の実態を調べてみますと、一反未満というものが八〇%近くを占めていふ、こういうふうな事象もあるわけでございまして。それから、施設園芸をやっている農家全体の中で見ますと、五反以上という方がやはり九割以上を占めていふ、こういうふうな事実もまた逆にあるわけでございまして。こういったようなことがございまして、三反未満で相当収量の多い農家という方々も確かに農家らしい農家といふわけでございまして、それをどうすべきかというの

は非常にこの年金というふうなある程度一律の基準によらざるを得ないものについては取り扱ひの非常にむずかしい問題だと思つております。ただ、衆議院におきましてこの問題についての将来の検討という御指摘がございまして、今後とも検討は続けてまいりたい、こういうふうな考えでいるわけでございまして。が、現法律並びにこの改正法の考え方としては、いまのところ三反という線で考えているわけでございまして。

○堀出啓典君 これも衆議院の附帯決議にもあるわけでございまして、農業者年金もやはり厚生年金と同様に所得に応じた給付が行なわれるように所得比例方式を導入してはどうか、と。まあ確かに農家も、ものすごく規模の大きい農家とか、いろいろ差があるわけで、やはり掛け金は少々高くても将来心配のない年金をもらいたい、これは確かにそういう要望はあると思ふんですね。そういう点で、こういう衆議院の附帯決議の趣旨に沿つてやるべきではないか。これは確かにそう思うわけでありますが、これはいろいろ、問題点といふか、こういうふうにかない、それだけ事務も非常に複雑になると思ふんですけれども、そういう特別な理由があるのかどうかです、これはどうですか。

○政府委員(大山一生君) いまのところ、先生御指摘のように、一律の給付、それからまた一律の掛け金、こういうふうなことでやっているわけでございまして、確かに経営規模の大小の差ということから見まして、いわゆる階層制の導入ということは、当然といひますか、考えてしるべきことの一つの検討材料であらう、こういうふうな考へていられるわけでございまして。実は今度法律改正をいたしますにあつて開きました農業者年金制度研究会におきまして、この問題が非常に検討されたわけでございまして。ただ、現在のところでは、階層の指標を何に求めるのだというふうな問題がございまして、それからまた、一部には、大小によつて差別をつけるということが農村社会の運営上好ましくないんだというある団体からの強い意見もある。こういうふうなことからいまして、今度は見送つたというのが実態でございまして。

ただ、将来の問題といたしましては、確かに規模ということ、逆に言うならば、それによる所得の差というふうなことは当然考えられてしかるべき事項の一つではないだろうかというふうに考えますので、非常にむずかしい技術的な問題を持つてはおりますけれども、衆議院のほうでの決議もございまして今後検討してまいりたい、こういうふうな考えでおります。

○堀出啓典君 それから、いわゆる離農給付金の支給というものが、大体、私いただきました資料では、四十六年度が二千八百件、四十七年度が三千件、大体年間三千件ぐらいですね。これは、われわれ、農地というものもずっと流動化してくるんじゃないか、そういう点で離農給付金というのが非常に少ない。——少ないというか、離農給付金を支給された件数が非常に少ないように思うわけですけれども、これは何か理由があるわけですかね。

○政府委員(大山一生君) 離農給付金は現在、先生の御指摘のように実績三千件程度、こういうふうな現状にあるわけでございまして、やはり地価の上昇とか、農家の農地保有、まあ農地の資産的

保有の傾向、こういうことが多分に影響しているというふうに考えるわけでございます。ただ、これを地帯別に見てまいりますと、やはり農業的色彩の強い地域においては、この問題のいけば件数の中の内訳としてはウェイトが高い。たとえば北海道が六割近くを占めている、こういうようなこともあるわけでございます。が、今回これのいわば水準を引き上げたというようなこともございませうし、それから、いままでも支給要件の中にございませんでした使用収益権の設定というののも今度対象にするということにいたしましたので、今後はいまの三千件程度の実績からは相当上回ってくるのではないだろうか、こういうふうに期待いたしておるわけであります。

○塩田啓典君 大体、農家戸数も一年間にかなり、白書等では、かなり減ってきているわけですね。それが、実際に離農した人はもっと多いわけですから、その中で結局、そういう離農給付金をもらうのはごく一部である。これはやっぱりあまりそのPRが行き届いてないとか、そういうことは別にないわけですか、その点はどうなんですか。

○政府委員(大山一生君) 現段階におきまして、PRの不足によって件数が押えられるというふうには考えておりません。

○塩田啓典君 それから、今回、出稼ぎの人たちがいわゆるその間厚生年金に入っていく。そうすると、その期間は結局いわゆる農業者年金の二十年のそれには計算に入らないうえ、実際その間掛け金をかけてないわけですから、もう金額は結局少ないものになっちゃうと思うんですね。それで、厚生年金をかけても、結局厚生年金かかた者が、厚生年金のほうもある一定限度以上いかなければ、これは年金はもらえないしやないか、そこに非常に不合理なものがあるのじやないかと思うのです。で、そういう点で事務も非常に複雑かもしれないけれども、やはり厚生年金と農業者年金といふものを継続するような——ほかの公務員なんかの場合は年金をこのように二つつなぎ合

せるような制度もあると思うのですけれども、この場合、出稼ぎなんかの場合も、そういう理由で行くわけですからそういうものを通算する制度、こういうものをやったほうがいいんじゃないか。これはどうなんですか。

○政府委員(大山一生君) 出稼ぎ者の取り扱いにつきまして、今度の場合、いわば雇用年金の対象にいたしますか、被用者年金の対象になつて期間を、から期間といいますが、として通算するといふ、こういうような方法をとったわけでございますけれども、これについてもいろいろ案があると思ひます。一つは、出稼ぎ先での被用者年金加入を任意にする方法もあると思ひます。それから二重加入を認めるという方法もあると思ひます。でございませうけれども、被用者年金への加入を任意にするという方法につきましては、公的年金制度がすべて加入者を強制加入させるというたてまえをとつてるところからいいたしますと、それらの要件に該当する者の一部を任意加入にするといふことは非常に好ましくない。特に厚生年金と健康保険といふようなものが結びついていっているようなこともございませうので、やはり任意というわけにはいかないであらうと、こういうふうにか考へるのでございませう。また、被用者年金との二重加入を認めるということにつきましては、出稼ぎ者で被用者年金に加入している期間につきましては、これらの制度の通算年齢年金が保障されるという仕組みになつていくこととございませう。で、これにさらに農業者年金への加入を認めるということは、これは年金給付の面あるいは保険料の負担の面からいって適当ではないであらう。このようにいうことから、いわば、から期間と申しますか、資格要件としてだけ通算する、こういうふうなかつこうをとつたわけでございます。

なお、年金額につきましては、出稼ぎ等によりまして短期間他産業に就業しては、それで厚生年金の適用対象となつたという方につきましては、厚生年金に加入している期間につきましては、従来から厚生年金の通算年齢年金が支給される

ということになっております。また、農業者年金に加入している期間については、今度の出稼ぎ者に対します措置によりまして、今回新しい厚生年金の給付水準並みに改善されました農業者年金の給付が、実際の加入期間に見合つて支給されるということになりますので、実質的には変わらない年金が受給されることになると、こういうようなことでございませう。したがいまして、現在考へておりますようなかつこうによつて十分対応し得るものではないか、こういうふうに考へるわけでございませう。

○塩田啓典君 それから、最後に、現在の農業者年金はいわゆる完全な積み立て方式ですね。で、あらゆる年金制度におきまして、積み立て方式といふものはほとんどどんな物価が上がれば、結局、払つたときは一生懸命払つて、もうらうとき価値は少なくなる。もちろん、スライド制ができれば、それは結局われわれ国民の税金とか、それから掛け金がアップされて、そういう中であらうわけですから、そういう点で、これは農業者年金のみならず、私たちが、やっぱりいわゆる厚生年金、国民年金にいたしましても、いわゆる修正賦課方式にしていくべきではないかと、こういう考へでございませうけれども、そういう点で、農業者年金もそういう形にして、いわゆる積み立て方式による、いわゆる物価のどんなに上昇に伴う価値のからくりといふものを防げば、それだけ掛け金の額もふやすことができるんじゃないか。こういう点についてどう考へているのかですね。

○政府委員(大山一生君) この年金が充足いたしたまはした当時、この年金が他の年金と比較いたしたまはして、いわば被保険者の年齢分布といつたようなものを見てまいりますと、非常に高年齢層が多というふうなことが、それから将来のいわば保険者と、それから受給権者という、被保険者と受給権者との比率というふうなものを見ても、六十五歳以降、相当過半に及ぶような受給権者を持つと。で、こういったような農業者年金は、他の年金にない構成が将来推計されているようなわけで

ございまして、そういうような点からいいますと、いわば完全積み立て方式、逆にいうと、後代負担にあまり大きな過重をかけるべきではない、こういうようなことでの制度ができておるわけでございます。制度ができて三年というふうな段階でございませうので、われわれといたしましては、当初の考へ方を踏襲して現段階に及んでい

るわけでございませう。

修正積み立て方式、あるいは賦課方式というふうなことに、この際、考へ方を改めるべきではないか、こういうふうな御指摘でございますけれども、やはり世代間の負担の不公平をもちたらないようにする、将来の加入者の負担が過重にならないようにする。こういうようなことからいいますと、制度運営の基本的なあり方といふことについては、変更をすべきではないのではないだろうか、こういうふうに実は考へておるわけでございませう。

○塩田啓典君 それでは時間がまいりましたので、これで終わりたいと思ひますが、今後ひとつこの農業者年金につきましても、さらに制度を充実さしていただいて、そしてその条件をよくするとか、あるいはさらにさらにPRをして、全部の農家が入ることができるよう、また、そういう魅力あるものにやっぱり今後ともしていかなければいけないんじゃないか。そういう点で、今後とも農林当局におきましてもさらに改善を加えていただきたい、検討していただきたい、そのことを要望いたしまして質問を終わります。

○足座覺君 この年金の審議に私が参加しましてから、おそらく十回以上だろうと思ふのです、この制度ができてからでありますから、毎回、毎国会中いつもこの問題を論議し、また、附帯決議もつけ、予算の成立、予算編成までには——野党ではあります、制度前進のために必ず年末まで残つて徹力ながら内容の充実につとめてまいりました。

そういう経験から見まして、私は、いま過去を振り返つてみまして、非常な感懷を持つてこの法

案の審議を進めることに、非常な期待と意義を感じておるわけでありました。したがって、委員長、他党の理事の御了解も得まして、冒頭に参考人をお招きして、その御意見を聞いて委員会の審議に入るといふような、相当異例な審議方式も採用していただきまして、大臣、お聞き及びでしようが、昨日は早稲田大学教授の安藤哲吉君、農林年金受給者全国連盟副会長一栗照雄君、この御両君を招きまして、相当の時間をかけてお話を聞き、また、たゞすべき点をたゞしたわけでございいます。

で、それらの点を踏まえまして農林省へまず伺いたいと思いますが、農林年金受給者連盟の副会長は、この委員会でも、年金をもらっておる者として、意見が発表できることをたいへん喜んでおりました。いままで、制度ができてから、年金をもらっておる者が国会で意見を述べさしてもらうという機会一度もなかったと。また、年金関係の一番大口の団体であります全農協労連の方々も、衆議院では、参考人に呼ばれて意見を述べておられるが、これまた、現在、掛け金をかけておられる立場であつて、もらっておる立場ではない。やはりもらっておる者の気持ちというものは、私ども、昨日しみじみと聞かれました。たいへん胸を打たれました。いわゆる年金を受けておる者としては、職場から離れて、何か孤独感を持つておる、かつ、年金制度からは、金をもらうようになると脱退をさせられてしまう、制度改善についても意見を言う場がなかなかない。二十年、三十年の間勤務した職場から離れて、年金のみで細々と生活しておるこれらの人こそ、私は、社会的に救済をし、生きがいを与えてあげるべきだと思ふし、不慮の事故があれば出費もかさむのでありますから、福祉貸付を行なう必要もあるうかと思ふます。ただ、現行制度は、これらの人々に真にあなたかく対処しておるでありましようか。これ考えてみなければならぬと思ひます。福祉貸付も行なわれないという実態を改めてほしいと、昨日もその代表者は切々と訴えておりまし

た。そういう点について農林当局としてはいかように考えられますか、ひとつ御所見を承りたいと思ひます。

○政府委員(岡安誠君) 先生御指摘のとおり、確かに現在の共済組合制度は、これは農林年金制度だけではございませんで、すべての共済組合制度を通じて相互扶助事業というふうな形ででき上がっていることもあろうかと思ひますけれども、現に組合の当の職員であるもの、いわば掛け金を納付しているものが、いろいろ団体の機関を構成するといふような形になっておりまして、現に年金の受給者となつた場合には、これは大抵職員でなくなる関係から、組合機関との関係が断たれるといふようなことが実情でございました。もちろん私も、累年の改正によりまして、現に掛け金を納付しているもののみならず、すでに受給者になつておる方々、いわば既賦定年金の受給者に対しまして制度改善は実施いたしてまいりましたけれども、機構として、そういう方々の御意見を伺ひ、そういう方々の意見を検討するといふようなことがなかったことは反省しなければならぬといふふうに考へております。で、現在、そういうすでに年金の受給者になつた方々につきましては、全国の連盟がございまして、この連盟にはすでに三十五都府県の年金受給者連盟が参加をするといふような組織がございまして、この連盟から種々御意見を農林漁業職員共済組合が伺うといふこともあるわけでございますけれども、今後は、さらに十分意見交換をいたしまして、できるだけ御意見を反映した形でもって制度改正がなされるように努力をいたしたいといふふうに考へております。

ただ、最後に先生がおっしゃつた年金受給者を対象として福祉貸し付け等の事業を新たに行なつてはどうかといふ御意見、確かに年金受給者としてはそういう希望もあるうかと思ひます。ただ、私も検討しなければならぬ問題といたしましては、そういう方々に資金を貸し付けた場合に、債権保全の問題をどうするか、また、すでに

職場に属しておらない方々、個人々を対象とした貸し付けの場合に、事務処理をどうするか、さらにはそういう方々に對してまで、十分福祉貸し付けをできるだけの財源があるかどうか、いろいろ検討をしなければならぬ問題があろうかと思ひますけれども、今後の検討課題として私も検討させていただきます、かように考へております。

○足鹿寛君 昨日の話を聞きまして、これまで私も、農林年金のことは相当承知しておるつもりでございました。ところが、受給者の声を聞きまして――相当高給を取つておる人でありまして、どの程度年金をもらつておるということを、自分で言つておられました。年間六十二万九千八百円だと、こう言つていました。ですから、退職のときは、農協の役員で、相当高給を取つておられた人だろふと思ふんです。ですから、新しく入られた人々の場合を考へますと、おそらく、低い賃金体系のときのもので、現在もらつておる人々は、この半分以上と見ていいのではないかと、私はそういうふうに思ひました。そういう現実の声を聞きまして、いまお話を申し上げましたのは、呼んだ資格は、農林年金受給者全国連盟副会長といふことで呼んだわけでありましたが、いままではどこでも意見を言う場がなかったと。だから、これについては、やはり何らかの形でそういう人々の声を聞き、その声が年金制度に反映するようになつては、いけないものか。そういう点を改善なさつたほうが、私は、制度前進のためにもいいと思ふ。現在は将来のために、将来はまたその次の世代のためになるわけであります、その間にインフレ等という異常の事態が続いておりますが、価値に変動のないことを前提にいたしまして、必ずしも十分とは言えない。いわんや、いま狂乱のインフレが続く限りにおきましては、ますます年金者の生活というものは悲惨の極に達するであらう、かように思ふわけでありまして、現在の高い掛け金をかけておる人々も、自分たちの老後のために、やはり忍んで掛け金をかけておられるわけであり

ますから、やはりそれらに對しても十分に事態を認識して対処しなければならぬと思ひます。

そこでこの年金者を、組合員と同様に扱うことは私は、なかなかできないといたしまして、先ほどもちよつと福祉貸付のことについて述べましたが、福祉事業の適用とか、年金者の連絡、意見交換の場を設けるとか、何らかのくふうがあつてしかるべきではないかと思ふんですが、これは別に法律事項でもなくて運営上の問題なんですから、ひとつ御検討願つてできる限り早くそういう場をつくつてもらいたいと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(岡安誠君) 確かに、先ほども申し上げたと思ひますが、現在の共済制度は、金を納めるものが、その将来の給付内容等についていろいろ検討しながら制度を組み立てる、といふような思想になつております。ところが、御指摘のとおり現在では物価の値上がり等もありまして、すでにきまつた年金等につきましても制度改善をしなければならぬといふような事態が毎年あるわけでございまして。したがって、やはりすでに組合員でなくなつた方々の意見の反映ということとは、おっしゃるとおりなかなか制度に組み入れることはむずかしいと思ひますけれども、実質的に意見を尊重し、検討するといふことはあつてしかるべきであるといふふうに考へますので、今後はさらに密接な連絡がとり得るよう努力をいたしたい。

ただ、最後の福祉貸し付けの点でございまして、これはやはり先ほど申しましたような技術的な問題点のほかは、法律上もやはり組合員に対する福祉貸し付け事業といふふうになつておりますので、やはり技術的な問題点の解明を待つて可能であるならば法律改正を経てから実施をするといふ段取りにならうかと思ひます。

○足鹿寛君 ぜひ御検討になつて実現をさせていただきますと思ひます。そこで、もう毎回同じようなことを言つておりますので、できるだけ集約したいと思ひますが、

御了解を願いたい点がございしますのは、共済年金のほかは恩給、すべてこういうたぐいのものは、同一の歩調でもって改定をいたさなければならぬものでございしますから、特に、恩給の場合、繰り上げをいたしますと、相当な財政負担になります。したがいまして、これをどういうプログラムで考えていくかという点につきまして、五十年度以降の財政事情等も考えまして、検討すべき問題であると考えております。

ただ、先生御案内のように、四十九年度の年金の改定、これは恩給と同じでございしますが、改定にあたりましては、四十八年度のペー率のほかに、過去の水準差の補てんを加味しておりますので、その点では、考え方によつては、それは既得権を取り戻しただけの話であるという考え方も成り立ち得るかと存じますけれども、四十八年度以前の改定に比べますと、四十九年度は相当改善されておるといふことは御理解いただきました、かように考えます。

○足屋覺君　梅澤さんのお話のように、確かに本

年度はいろいろと御配慮になっておることは私は否定いたしません。相当きこまかく配慮していらっしゃることは存じておりますが、毎年のごとくで、もう言うのがいやになるんですけれども、やはりこの補助率の問題なんです。で、いま年金金等という制度は、あんまり各団体の間に不均一があるという制度は、あんまり各団体の間に不均一があるという御趣旨であります。一番不均等を受けておるのは、農林年金等が一番ひどいほうなんです。それで、財政調整金にしましても、三割ということ、いつもいつもこれは保言っておるんですけれども、なかなかこれも実現しない。思うに、補助金が現在一八になっておりますけれども、本委員会においてのやり取りの場から、行政ベースで上がったのではありません。これは、一番最初の補助率のアップを実現したのは、私が、衆議院時代に、予算には若干計上してはおられましたけれども、法律が出ておらなかったたので、それを追及いたしました。予算委員会がスロップになった経過もあって、福田さんが、法律

を出されることを確約されて数%上がった。また、一八になるときは、これまた、予算の折衝の段階で、いろいろな人と、いろいろな方法を、内容については言うのを差し控えたいと思います。とにかく私どもとしては、党人としては、ある意味においては、屈辱感を克服してでも、やるべきことをやって、そしてようやく一八%になった。それで、倉石農林大臣にも、その間のいきさつは若干お耳に入っておると思いますが、およそこの委員会、国会の政策論議の場で、ものごとが、予算編成に際して、やり取りの結果が実を結ぶというふうな、よき慣行が行政として進んでいきますならば、私は、数多くの人々が予算編成期に陳情、請願で殺到するというようなあまりかつこうのいい政治の姿でなくして、もっとスムーズに円滑に政治が運営されるのではないかと思うんであります。

そこで、来年は掛け金率が改定になりますね、梅澤さん。来年は、再改定期ですね。それまでに、もうことしこれを改定するといましても、いまさらやはり機を逸してからではもういたし方ありません。ですから、これ以上無理を言いませんが、少なくとも来年度は掛け金等の改定の年にも当たりますし、ぜひ、先ほどもお述べになりましたように、最大の御努力をお願いしたい。多年の悲願を、財政補助なりあるいは調整金の交付等について要望を実現していただきたい、こういうふうに考えるわけであります。私どもが、何か非常にわがままかつてな要求を、農業年金団体等の言い分を代弁するならば、これは私はそういうことをいたしません。現実には納得のいかないことだらけでありますから、勢い毎年言わざるを得ない。もうことしで一応懸案のものは来年度にかつこうをつけてもらう、こういうことにぜひ御善処願いたい。いわゆる行政の間でひとつ話し合っていただいた、それで実現してほしい。こういうよき習慣を期待しておりますが、梅澤さん、くだいようですけれども、その点御善処いただけますか。

○説明員(梅澤節男君) 実は四十九年度の農林年金の制度設計を考えるにあたりまして、先ほど御指摘がございましたように、農林年金は特に掛け金率が高いと、これは客観的な事実でございます。農林御当局も非常にこの問題を憂慮されまして、私ども、どのように対処すべきであるかというところを慎重に議論をいたしたわけでござい

ます。そこで、結論を、二かいつまんで申し上げますと、四十九年度におきましては、先ほど申しましたように、大幅な改善のほかに、たとえば最低保障の改善とか基礎給与の算定方式の各種の改善を行なっておりますので、財源率から見まして、相当の負担がかかってくることは事実でございます。これをどう処理するかというところになるわけでございまして、私どもの考え方といたしましては、五十年以降、ただいま御指摘になりましたように、財政再計算をやります時点でこの問題をどう処理するかということになるわけでございまして、一つの方向といたしましては、従来は御案内のように、平準保険料方式で共済年金の財政を考えておたわけでございするけれども、国家公務員共済も含めまして、共済年金につきましては、平準保険料方式にとらわれないような財政方式といえますか、掛け金率に甚大な影響を及ぼさないで、なおかつ、年金財政として成り立ち得るような制度設計のくふうの余地がないかどうか、これを考えてみようということが第一点でございます。

まあ第二点は、先ほど来むしろ年金のエキスパートである先生に私、御教示を受けたようななかっこうになつていくわけでございすけれども、結果的に見ますと、現在の各種年金に対する国庫負担率は、それなりにバランスがとれておると申しますか、均衡はとれておるのではないかと申すように私どもは考えております。で、五十年以降にわかに国庫負担をどうするかということをご

に、財政方式の仕組み全体を少し洗い直して考えてみよう、そういう方向で何らかの結論が見出されるのではないかと。国庫負担をふやして、それで事足りるのかどうかということにつきまして、これは、この問題について財政当局としては現段階では非常に問題になっております。

○足鹿寛君 私、この制度について単に均衡だけを私は申し上げておるわけではありません。その団体そのものの歴史的経過等が、みな固有の経過がありまして、それぞれ現在の形になつておるといふことは私もわからぬではありません。しかし、末端の組合員たちというものは最低の俸給に甘んじ、激しい風雪の中で農民と接触し、漁民と接触し、あるいは山の奥で働いておる、そういう人々を対象にしておる、この農林年金の性格というものは、少なくとも、ほかの職場で働いておる人々とは、同じ職域年金にいたしましては、私は、恵平等におちいつてはならないのではないかと。その制度そのものの特殊性というものを生かしてあげなければならぬと思う。いつも、われわれが、いなかへ帰りまして接触いたしますと、掛け金が高いと言われる、国の補助が他の制度より少ないということだが、一体どうしてですか、と言われる。まあ役員さんは役員さんで、できれば自分たちのほうとしても、何らかの措置を講じてあげたいけれども、思うようにならない。

つまり、これは、きのうも参考人で問題になりましたが、事業者と組合員との間における掛け金負担の改定の問題ですね、現在は五対五ですが、やっぱり組合員のはうから見ますと、きのうの早稲田大学の安藤教授も、掛け金を五、五がいいか七、三がいいか、八、二がいいか、ということについて検討してみれば、大体五、五が悪いという結論は出ないという意味でした。その理由は、つまり団体側の掛け金をふやせば、結局それは給料の一部ということにやはり考えるであらうと。ですから、必ずしも現在の五〇、五〇のフィフティ・フィフティの負担比率が妥当でないということとは言えない。問題は、他の内容にあるんじゃないかと

いかということを書いておられました。

で、やはり目についてきますのは、掛け金率と、国の補助金と、給付金が末端の組合員にとっては一番大きな問題であり、最近ベースアップ等も徐々にあるが、上がつてまいりますというところ、掛け金にへたをすればね返つてきはしないか、私どものところへ陳情がきますのは、ほとんど掛け金がこれ以上上がるんじゃないか、という心配です。素朴な。ですから、いま梅澤さんが言われるように、他のこの種の制度とともに掛け金問題に限定しないで、どうしたならば均衡のとれた制度が生まれるかということを検討しておると、この間、新聞で私も読みました。御検討願うことは十分御検討願つて、いい方法があればですね、これにまさる方法があつて不均衡が是正されずならば、私はあえてそれをとやかく言いません。が、少なくともやはりいまの段階では、やはりこの問題をぜひひとつ念頭に置いて今後御善処を強く要請しておきたいと思ひます。

次に、自治省に伺いますが、私学共済に都道府県の補助がなされておりますが、その根拠は一体何だとお考えになりますか。

○説明員(森重一君) 私学共済に對しまして、都道府県の補助が現在なされておりますが、これは私立学校教職員共済組合法に、関係の経費を補助することができるとの規定がございす。これに基づいておるものと思ひます。

○足鹿寛君 おそらくさうな御答弁であらうと思つたわけですが、この私学年金というのはね、まことに得な団体なんです。と申しますのは、われわれが、微力ながら与党も野党も一緒になつてこの制度の改善を実現しますと、ちゃんと、じつとしておつても私学年金はそのとおりになる、そのとおりの恩恵をそのままそっくりに。あまり動かない、働かれてないと言つて語弊がありますが、あまりやられないんです。あまり活発な運動なんかやられないというところは見たことも、聞いたこともないんです。けれども、ちゃんとやはり、中身はちゃんとありがたくございようだいになつて

おる、そういう団体ですよ。ですから、私も、私どもの活動が他団体の人にも恩恵を分かち合おうという一つの自負を持っておりまして、これは決してマイナスではないと思ひまして。あえてそれをとやかく言っておるわけではありませぬ。その上に、私学振興財団から調整金をもらつておいて、農林漁業団体にはそういう団体はございません。それから去年の委員会、いろいろ検討しておるうちに、都道府県から補助金が十分に出てるということが明らかになって、そこで、この委員会では、与野党満場一致委員長提案で、附帯決議をつけて来年から実施してもらいたい、こういうことになった。で、附帯決議の一番大きな柱の一本にいたしましたわけです。で、この年金改定の予算編成期で、農林省とどういう御折衝をこの問題についてなさいましたか、それを承りたい。

○説明員(石原信雄君) 本年度の地方財政計画、あるいは地方交付税の法案の改定作業の段階で、農林省のほうから、農林漁業団体関係職員の共済掛け金について、私立学校に対すると同様の都道府県による補助がでないかというお話がありました。で、この点につきましては、私も、共済年金制度全体の制度間のバランス、あるいは財政負担の額等を検討いたしまして、また、全国知事会その他、関係団体の意見も拝聴しまして、最終的には農林漁業団体と、それから私立学校との性格の違い、あるいは現在、地方公共団体関係職員の共済組合等に対しても、都道府県の補助という制度が行なわれておりませんことなど、制度間のバランス等を勘案いたしまして、都道府県による補助は困難であるというようにお答えを申し上げた次第でございます。

○足鹿寛君 では、農林省から御相談はあったけれども、いま述べられたような事情でこれは実現をしなかつた、こういうことですね。

そこで、お聞きしたいのですが、やはり各年金間の格差というものはなるべく縮めていくということについて、大蔵省も一度洗い直してみたいと

いう決意をいま披露し、現にその作業を始めようとしておるといふ梅澤さんのお話ありましたが、やはりそういう段階にきていると思うんです。しかし、私が仄聞しておるんですが、都道府県知事がこの補助についてはあまり乗り気でなかつた、自治省に対してはあまりいい顔をしなかつた。自治省としては、知事との意見調整があまりうまくいかないものを無理することもなかつた。と。こういうお気持ちになられて、おそらく私は、大臣のところまでこれがいって、おそれるか、——私は、町村さんに会って聞いてみたいと思ひながら、まだ今日まで多忙のために機会を逸しておりますが、町村さんは参議院の出身ですからね。やはり私学に与えておるようなことが、地方自治法の中にあるからやつた、というだけでは、私は、こういう問題は片がつかぬと思うんです。少なくとも、均衡のとれた制度というものを實現していくためには——地方自治固有の仕事をしてから補助金は出せる、しかし、それとは直接関係のない農林漁業をやつておるから、これは別だ、というのは、それは一片の理由であつて、地方自治体が振興していくためには、この人々が所属しておる団体と農、漁民の地域における、特に最近食糧自給の問題で、国内自給がでなければ、一定の時期には、日本の国民は困つた時期がくるであろうという重大な段階を迎えておるときには、少なくとも民意を代表して、選挙によつて出た知事で見識のある人であれば、その県独自の立場に立つてでもおやりになるのが私は、政治家だと思ふんです。行政の末端でそういう要望を抑えてしまふということは、私は、重大な問題を埋もれさせてしまふ結果になると思うんです。少なくとも私学に与えておる、その私学は、県民の教育に尽瘁していらっしゃる先生方。それを県の一番根本の基幹産業に従事しておる者が財政が苦しい、掛け金がね上るから、給付が低いから、何とかつと、ということが出てきた場合に、私は、知事が政治家であるならば、一片の事務官僚でない、任命知事でない以上は、民意によつて私は、やられる知事もあると思う。また

やるべきだと思う。そういう見地から、こういう問題はトップ会談を、やはりトップまで出して、そうしてほんとうに問題解決のために前向きになるような姿勢が、上から下までとられることが、今後の地方自治の上にも私は、大事なことがあると思います。農林省のほうから、農林漁業の団体であり、運命共同体的な立場に立つておるこの人々の今後が保障できないようなことで、食糧の自給だ、あるいはその他の生活のために必要な農林漁業の振興だ、ということ、私は、大蔵省に得ないと思う。そういう点から、私は、大蔵省を持つておられるところには比較的關係が薄いと思ひますが、都道府県の場合は、ほとんどが農山漁村で、基幹産業が農山漁村でありますから、そういう点についてぜひ御対処したいと思ひます。

自治大臣がおいでになつておりませんが、ごなたから御答弁いただいたらいいでしょうか。来年は掛け金改定期でもあるし、先ほど大蔵省からも、洗い直しという考え方も出ておる。どのように対処していただけますか。

○政府委員(岡安誠君) 先ほど自治省のほうから経緯を申し上げた、そのとおりでございます。私どもも非常に努力をいたしたわけでございまして、残念ながら、本法律案を国会に御提出するまでの間におきましては、時間切れというようなこともございまして、政府としての意見がまとまらなかつたわけでございます。しかし、私も、たしなましては、先生御指摘のとおり、農林年金におきましては、他の年金と比べまして、やはり掛け金率が高い。したがつて組合員の負担も高いというところも考えております。さらに最近におきましては、制度改正並びに現在お願いしております制度改正の結果によりまして、さらに財源率が高くなるというところも当然予想されるわけでございまして、そこで、私も、私どももいたしましては、四十九年度末時点を中心として、財源率の再計算を予定しておりますので、その結果を待ちまして、私どもは組合員の負担の増高等をはからない方法の一環といたしまして、この問題には対処いたします。

○足鹿寛君 ちよつと伺ひますが、ほんとうに私もちよつとわからぬから伺うのですが、地方公務員共済の、いわゆる整理資源は、たれが負担をしておりますか、自治省に伺ひます。どうですか。

○説明員(石原信雄君) 地方公務員共済の財政的な基盤は、その地方公務員の雇用者である地方公共団体の負担ということになっております。したがひまして、最終的には、これは各地方自治体の住民の租税負担によつて担保されているというふうに考えております。

○足鹿寛君 それではいま一つ、地方団体、関係団体の共済組合の整理資源は、たれが負担をいたしますか。

○説明員(石原信雄君) 関係団体は、結局その構成員である地方公共団体が、最終的な負担をしておるという関係になっておると思ひます。

○足鹿寛君 私は、すべて県が負担しているとは思ひませぬ。しかし、税金でまかなわれておる地方公共団体が負担をしておると思うのであります。が、どうですか。違いますか。

○説明員(石原信雄君) 地方団体関係職員の共済組合につきましては、いわゆる一五%の公費負担分、これはそれぞれ関係団体が負担しておりますが、残余の掛け金に対する補助というものはなされてないわけでございます。

○足鹿寛君 その掛け金部分を除いておる理由は、何ですか。その根拠は何ですか。

○説明員(石原信雄君) 通常の共済組合の負担の方式によりまして、公費負担分、これは私学とか農林漁業団体の場合たしか一八%となつておりますが、地方公務員なり地方公共団体関係職員の場合には一五%の公費負担がありまして、残余は雇用者としての団体と、それから被雇用者としての各職員というものが折半して負担しておるわけでありまして、もちろんその雇用者としての立場の地方公共団体関係団体、全国知事会、全国市長会、町村会、これらは最終的には構成員の負担という形で自治体がサポートしておるわけでありまして

いというぐあいに考えておるわけでございまして。

○足鹿寛君 ちよつと伺ひますが、ほんとうに私もちよつとわからぬから伺うのですが、地方公務員共済の、いわゆる整理資源は、たれが負担をしておりますか、自治省に伺ひます。どうですか。

○説明員(石原信雄君) 地方公務員共済の財政的な基盤は、その地方公務員の雇用者である地方公共団体の負担ということになっております。したがひまして、最終的には、これは各地方自治体の住民の租税負担によつて担保されているというふうに考えております。

○足鹿寛君 それではいま一つ、地方団体、関係団体の共済組合の整理資源は、たれが負担をいたしますか。

○説明員(石原信雄君) 関係団体は、結局その構成員である地方公共団体が、最終的な負担をしておるという関係になっておると思ひます。

○足鹿寛君 私は、すべて県が負担しているとは思ひませぬ。しかし、税金でまかなわれておる地方公共団体が負担をしておると思うのであります。が、どうですか。違いますか。

○説明員(石原信雄君) 地方団体関係職員の共済組合につきましては、いわゆる一五%の公費負担分、これはそれぞれ関係団体が負担しておりますが、残余の掛け金に対する補助というものはなされてないわけでございます。

○足鹿寛君 その掛け金部分を除いておる理由は、何ですか。その根拠は何ですか。

○説明員(石原信雄君) 通常の共済組合の負担の方式によりまして、公費負担分、これは私学とか農林漁業団体の場合たしか一八%となつておりますが、地方公務員なり地方公共団体関係職員の場合には一五%の公費負担がありまして、残余は雇用者としての団体と、それから被雇用者としての各職員というものが折半して負担しておるわけでありまして、もちろんその雇用者としての立場の地方公共団体関係団体、全国知事会、全国市長会、町村会、これらは最終的には構成員の負担という形で自治体がサポートしておるわけでありまして

れども、組合員の掛け金との関係では、特別な財政援助はしていないという関係になっているわけでございます。

○足鹿寛君 とにかく税金でまかなわれておる地方公共団体、つまり地方公務員共済の場合にしましても、その税金はみんな県民の税金ですね、県が独自にもらっておるもの。一方、地方公務員共済の場合は、直接の系統の法律に基づく職員であるから税金でまかなっている。私学共済もこれは自治体とは違う法律によってできておるものであるが、これは補助を出す、農林年金には補助が出せない。こういう論理がどこから出るものでしょうか。少なくとも私は妥当な措置ではないと言わざるを得ませんが、こういう問題については、少なくとも高度の政治判断、つまり最高の立場である自治省としては、自治大臣ないしはこれを補佐する最高のスタッフがやはり御検討になつてしかるべきだと思う。

岡安農経局長からは、来年から十分努力したいということですが、倉石農林大臣も静かに御聞き取りいただいていると思いますが、私は、あまりにもいまの政治は、末端で大事なことが処理されておる。もつと政治家としての見識によって処理されなければならぬことが、目の目を見ておられないことが多いのではないかと、みなが見えだとは思いませんが、そういう見地から見ると、いままでのやりとりをお聞き取りいただいて、地方自治体の職員の共済組合には出すが当然だ、これは県民の職員だから。私学共済は別の団体、別の法律に基づく団体だがこれには出さず、農林業団体には出せないんだ、これでは政治ではありませぬ。この点について、私は、その中心は、やはり農林団体を統括しておられる農林省であろうと思ひますので、来年の、農経局長の本日の御答弁の実現のための努力を期待いたしますとともに、一そうの御研さんなり御努力をお願いしたいと思います。

それから次に、これは農林省に伺いたいのでありますが、昨年の附帯決議の第二項に厚生年金よ

り不利にならないよう措置することがうたわれております。今回の改正で厚生年金より不利になるものは出ないでしょうか。一応洗われておると思ひますが、ないでしょうか。どうでしょうか。

○政府委員(岡安誠君) 昨年附帯決議をされました時点等におきましては、確かに農林年金と厚生年金と比べました場合には、その給付水準におきまして、農林年金の受給者の場合、厚生年金の水準を下回るものが半分をこえるというような事態でございました。そこで、今回お願いをしておりますような制度改正を考えているわけでございまして、たとえば平均標準給与の算定方法を退職時前三年から一年にするとか、それから、定額年金者に対しては、通算退職年金の計算方式に準ずるような方式を導入いたしまして、いずれか高いほうを支給をするとか、また、裁定年金等につきましてその額を上げるとか、いろいろな措置を現在講ずるべく制度改正案に盛り込みまして御審議をお願いをいたしているわけでございます。

そういたしますと、今回の制度改正によりまして新法の適用等を受ける者について計算をいたしてみますと、ほぼ大部分の方が厚生年金の水準を上回ることになるわけでございます。ただ、九割余りの方々は、なお厚生年金水準に達しないという方々もおりますけれども、こういう方々につきまして、たとえば農林年金と厚生年金との給付開始年齢が五十五歳と六十歳と違うとかいうようなことを考え合わせまして、余命年月の全期間の給付のトータル、これに金利等も勘案いたしますと、絶対額としましては厚生年金に劣らない給付が受け得るというようなことも考えられますので、今回の制度改正が実現いたしますならば、ほぼ農林年金は厚生年金水準を下回らない、上回るような制度になり得るものというふうに考えておる次第でございます。

○足鹿寛君 私の心配なんですけれども、いわゆる弱者救済のための厚生年金、国民年金は、スライドの適用時期を三カ月繰り上げて支給することになっていきますね。これは御承知のとおりです。

両年金者を弱者としてこのような措置をとったわけでありまして、同じ公的年金である本共済組合の年金者も同様な取り扱いすべきではないでしょうか。これは不均衡として是正されるのが当然ではないかという気がしますが、この点いかがですか。

○政府委員(岡安誠君) 厚生年金につきましては、御指摘のとおり、最近におきます物価高を考慮いたしまして、物価スライドの六・一％の実施時期を十一月から三カ月繰り上げて八月から実施をするというような改正案が、御審議をいただいております。これは成立——衆議院で検討され、衆議院は通過したというふうに聞いております。が、ただ、私も考えておりますのは、厚生年金でそのような物価スライドの実施時期を三カ月繰り上げたから、当然に農林年金のほうも繰り上げるべきであるとは考えていないわけでございます。と申しますのは、物価スライドの幅は、いま申し上げましたとおり一六・一％のスライドアップをいたしましたわけでございますが、農林年金におきましては、先ほども御答弁いたしましたように、昨年度の国家公務員の賃金アップの一五・三％アップのほかに、いままでの積み残し部分につきましてもアップをさらにいたすこととあわせて、これも先ほど御答弁いたしましたと思ひますけれども、各種の制度改善をいたしておりますので、トータルといたしましては、事例計算ではございますが、四二％程度の実質アップが今回実現することになるわけでございます。したがって、実質的には厚生年金に劣らない制度改正ができますので、これは厚生年金の実施時期繰り上げと必ずしも連動をしないで繰り上げるものというふうには考えております。

改善も、八月にさかのぼって行なわれる場合には、その八月にさかのぼった時期をそのまま私どものほうに流用をいたしまして是正をするというようなことを考えております。

で問題は、さらにつけ加えますと、農林年金の制度そのものの改善の実施時期、これは十月にいたしておりますが、これは厚生年金の実施時期との並びではなくて、むしろこれは国家公務員共済制度、地方公務員共済制度、その他恩給制度も含めた諸共済組合制度の実施時期と合わせまして、先ほど御指摘のとおり一年半おくれというふうなかつこうではございしますが、十月に実施いたすことにしております。したがって、この実施時期の繰り上げにつきましては、他共済制度等の行くえ等も勘案をしなければならぬというふうな考えているわけでございます。

○足鹿寛君 まあ新法が本年十月から実施になるわけでありまして、それまでの間に十分御検討になりまして他制度に遜色のない具体的措置を十分とられ、いな、一歩先んずるような中身に持っていくていただきたい。その点について、練達な農経局長ですから、ぜひひとつ遺憾なきを期していただきたいと思います。

最後に、農林大臣に、いままでのやりとりを静かに御聞き取りをいただきまして問題の所在は十分に御理解いただいたと思ひます。あえてくどくこれ以上申し上げませんが、少なくとも、日本の農山漁村の今後はきわめてきびしい現実に直面せざるを得ないと思ひます。しかし、われわれは、あくまでもこの苦しい試練に耐えて日本の農業を守り、いな、荒廃に瀕せんとしておる農業を再建し、国内自給の悲願達成に向かって総力をあげていかなければならぬと思ひます。そのためには、農林省が、あるいは政府自身が、いかような政策をお立てになりまして、正しい政策である限り浸透するでありましょう。しかし、それにはこれに介在して末端で働く、地域で下積みになって働いておる各種の産業の末端の人々の積極的協力なくして達成できぬと思ひます。そういう意味合い

で、農林年金の中におきましては、厚生年金の制度の一部を流用といいますが、使ひまじいという年金の支給等をいたすようなところもございします。それにつきましては、今回お願いをいたしております附則の八条の規定によりまして、厚生年金の改善措置をこちらに受け入れると。その

から、本日議題にしております農林漁業団体年金、俗稱農林年金と言つて親しまれておりますが、その制度それ自体にもひるがえつてよく検討すべきことも多々あるでありましょう。それは必ずしも検討を進められるではありません。しかし、ただいままで申し上げましたように、私学との間の不均衡、あるいは他の年金との不均衡、あるいは補助率の他に比べての不均衡、調整財源に対する未解決な残された問題、このような問題は私は、来年の財政再計算期におきまして、年金財政基盤の確立を期していただきたいと思ひます。

いままでの質疑をお聞き取りいただきまして、政治家としての見識のある御発言をぜひお聞きしたい。具体的な、対応される決意の一端を御発表いただきたい。あまりこまかい事務レベルのことにつきましては私は、あえて大臣をわずらわすことはなからうと思ふ。大きな太い不動の御決意を承れば満足でありますから、そのように御了承いただきまして御答弁を願ひたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄) わが国が、食糧をはじめ全体の農業政策が非常に重大な時期に來ておるときに、われわれの施策を推進してまいるべきもろもろの關係機關の職員たちの御協力、もちろんこういうことが絶対に必要なことであることはお話のとおりであります。われわれもそのように考えまた、その期待をいたしておるわけでありすが、そういう見地に立ちまして、今回、問題になっております農林漁業団体職員共済組合等の法律、これにつきましては、何べんか私も、予算編成に際しまして手がけてきたわけでありすが、だんだんお話を承つておりました、できるだけ改善はいたし、四十九年度予算編成に際しまして、わがほうの担当者はいろいろの面で努力をいたしました、いまお話のごさひました四十九年度末を基準時といたして財源再計算をいたすわけでありすが、その結果によりまして給付に要する費用に對する国庫補助率の引き上げ等につきましては、こういう問題についてはひとつ十分それまでに検討いたしまして、五十年年度以降前向きで対処

いたしたいと、このように考えておる次第でございます。

○塚田大蔵君 私は、最初に農業者年金についてお伺ひしたいと思ひます。

この農業者年金は、発足の際にも問題になったことでありますけれども、この年金は、経営移譲年金というものを主体にしております。したがつて、この経営移譲の可能性の少ない人にとりましては、これは同じ保険料を払つていながら差別があるではないかという問題であります。これはもう当時から、すでに問題になったところでありまして、今回の給付水準のアップが、この移譲年金、それから老齢年金ともに同じように二・二倍になったと、そのためにその格差がますます広がつてきたという問題であります。この問題をどういふふうにお考えになつてゐるのか、まず最初にお伺ひしたいと思ひます。

○説明員(白根健也君) 農業者年金は、ただいま先生お話のように厚生年金並みということで発足してまいりまして、厚生年金のいわば退職要件に該当するものといたしまして、六十歳から農業者にも厚生年金並みの年金を支給するという要件に、経営移譲というものを一つの要件にしているわけでございます。ただいまお話ございましたけれども、一つは、経営移譲年金を構成しますときに、先ほど申し上げました厚生年金並みということでございまして、経営移譲した方々には六十から六十四歳まで厚生年金並みの給付を差し上げますと、しかも、六十五歳以降につきましては国民年金をベースにいたしまして、その上に国民年金の付加部分あるいは老齢年金、こういうものをプラスいたしました。この水準自身も厚生年金並みと、こういう考え方で、全体の農業者年金の構成を考えておるわけでございます。しかも、今回給付水準を改定いたしましたのは、まあ国民年金、厚生年金の公的年金が給付水準をアップしたことに伴いますものでございます。

したがひまして、御承知のように、この農業者年金自身の給付は五十一年一月からということ

で、まだ実際には給付は済んでおらないわけでございます。したがひまして、私どものほうでは、先ほど申し上げましたように、六十歳から六十四歳までと、六十五歳以降の年金は一応、大体バランスをとれるんじゃないかと。しかも、給付自身はまだ行なわれていないわけでございますので、今回一律に二・二倍のアップ、こういうことの改定をすることが妥当であるかと。こう考えまして、従来の水準自身のベースは変えないと、こういうふうにお考えおるわけでございます。

○塚田大蔵君 いや私が聞いていますのは、その内容はわかつています。でなくて、この不公平さという問題なんです。つまり六十歳前に移譲した人は、六十歳から六十四歳まで三万五千二百円の年金をもらへる、それから六十五歳以降も三千五百二十円ももらへる、そのほか老齢者年金とか国民年金、こういうものももらへるわけですね。ところが、その経営を移譲しなかつた場合、あるいはおくれた場合、この人たちは、同じ年金を払つておるんですけども、非常に大きな格差が生まれる。この問題をお聞きしているわけなんです。つまり不公平ではないのか。そこにはやはり年金というものは公平でなければいけない、公正が必要だ、公平性が。ところが、ここには不公平というものがある。この状態では生まれるんじゃないかということをお聞きしているわけなんです。この点もう一回御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(大山一生君) 年金制度の趣旨、これはもう先生いま御説明申し上げたとおりでございます。そこで、こういう制度をとる場合に、いわば二十年たったときにどうなるか、こういうことが前提であるわけでございます。この制度がいわば農業の近代化、経営規模の拡大ということをねらいとしておるわけでございます。この制度の中において経営移譲の促進をはかるといいますか、経営移譲を支給要件とする年金として組み立てられておるわけでございます。したがつて、その意味においては、経営移譲した方と、経営移譲が不幸にしてできなかった方との間において、現

実に給付を受ける額に差はあるにしても、当初の立場において、いわば年金に加入したときにおける立場においては、何ら異なるわけではないわけでございます。そういう意味からいふならば、この制度というものが経営移譲を支給要件として組み立てられておるものであるからして、いわば経営移譲したもの、しなかつたもの、しかも、しなかつた方についても、その方がいわば掛け金をいままで掛けてこられたわけでございますので、それが持ち出しにならぬように措置するといふようなことによつて、この先生の言われました不公平ということには私たちは、ならぬものだろうというふうにお考えのわけでございます。

○塚田大蔵君 不公平にならないといつても、現実にはこれはなるわけなんです、明らかに金額は違つておるわけなんです。しかし、年金保険料だけは同じように掛ける。この制度はそもそも少し私はおかしいと思ふんです。ですから、いま局長もちょっとおっしゃつたけれども、この年金のそもそもの発足の目的が、やはり農業経営の近代化、農地保育の合理化、こういったいわば政策目的に沿つて出されてきた。ですから、私は、こういう矛盾がどうしても出てくると思ふんですよ。その点を私はお聞きしているわけなんです。

そこで、私は、もう少しこれを説明したいと思ふんですけれども、経議といつてもやっぱ二通りあると思ふんですね。一つは、第三者に経議するといふ場合でございます。それから二つ目には、後継者に経議するといふ場合だと思ふんです。そこで、ここに全国農業会議所が昨年出された「世代交替期農家の農業対応等に関する調査結果」というのがございまして、ここにどういふことが書いてあるかといふと、この経議につきましては、つまり農地の処分ですね。農地の処分などにつきましては、「子供に引渡す」、自分の子供に引渡すという方が六二・四%になつておるんです。全国平均で、で、その他小作に出したり、売ったりするというのが二三・六%、こういうふうになつておるんです。ですから、圧倒的に子

供に経議したいと、こういうことがここに出てお
りますけれども、これは、やはりこれからは農業
を続けたい、自分の代だけでなくて、子供の代に
も農業をやらせたいということの意思だと思われ
ております。

そこで、さらに農林省がことしの三月出されま
した「中高年齢農業経営主調査結果報告書」とい
うものを見ますと、農業後継者をきめているとい
う方が、あるいはこれからきめて農業を続けたい
という方がこの農林省の統計によりまして、調
査によりまして八〇％あるんです。これはたい
へんやはり高いんですよ。しかも、この調査で私
は、注目すべきものだと思うのは、農業を継続し
たいという方々がこれだけある。その中で生存中
に移譲する、つまり自分が生きてるうちに子供
に移譲する、経議するという方が六〇・一％で
す、六割です。ところが、残りの四割は自分が生
きてる間は自分で経営するんだと、相続はさせ
るけれども、自分が生きてる限りは自分で経営
する、こういう方なんです。四割あります。これ
は非常に比率としては高いと思うんです。それ
しかも、生存中に移譲するという方々でも、その
うちの四割は、自分が働けなくなつたときに経議
するんだと、こうおっしゃっておるんですよ。で
すから、農家がどれだけ農業というものについて
熱意を持ち、やはり働ける間は働いていこうと、
生きているうちは働いていこうと、こういう熱意
を持っておることは私は、あらわれたと思うん
です。

そこで私は、こういう農民の方々の熱意とい
いますか、意向といいますが、これを尊重するとい
うことならば——もし尊重しないというなら別で
すよ。あくまでも日本の農業を発展させると。特
に、最近のような食糧事情、食糧自給の問題が非
常に重大になってきた段階において、六十五歳ま
でに経議してしまいなさい、そうしないと年金も
あげませんよと。こういう制度は私は、やはり農
民の意向に合致してないんじゃないか。そこで、
年金の制度としても、不公平というものが生まれ

るんではないか。やっぱりもつと働きたい
というのを、とにかく移譲しないと、経議しない
と、せっかく同じように払ってきた保険料だけ
ども、年金はあげませんよ、というんでは、私
は、農民の気持ちと一致しないんじゃないか。ま
さにこれは、政策的に農民を屈辱させようとい
う手段というふうに考えられてるんじゃないん
ではないかというふうに考えるんですが、この辺農民
の意向を、あるいは考え方なり熱意なりをどうい
うふうにお考えになつていらっしゃるか、この点をお聞き
したいと思うんです。

○政府委員(大山一生君) 構造改善といいま
すか、農業のあり方の問題としては、規模の拡大
あるいは経営の若返り、こういうことが、やはり全
体としてはあるものというふうになつては考
えているわけでございます。そこで、先生が言われ
ました、四十六年ですか、農林省の統計情報部
の、たしか中高年齢者の意向調査だと思いま
すが、私の資料をたぐいまつておりませんけ
れども、確かに中高年齢層の方々が後継者を保有
している意識は、たしか八割ほどあつ
たと思ひます。ただ、その八割ほどのうちの、後継
者がどういふふうな状況にいまあるかという
のは、たしかそのうち半分ぐらゐは、現在農業を主
とし、あるいは農業に専従しているけれども、あ
との半分ぐらゐは、まだ都会におつて帰つていな
いという方が出ていたように思ひます。ごい
ます。そこで、そういう点から、いわば生前に相続
させたいという方に対して、やめなさいで最後ま
でやるのだ、と言われる四割といわれる方の問題
が、その問題とやはりからんでるのではないだ
ろうかというふうにも考えるわけでございます。

いづれにいたしましても、われわれといいま
しては、強制してやめさせようといっているわけ
ではございません。ただ、全体的に若い経営者の
意欲に期待する、あるいは規模の拡大をはかる、
こういうふうな構造のあり方の問題、こういう中
におきまして、この経営移譲というものを支給要
件としてつくる以上は、こういうかつこう、つま

り六十歳までの過去におきます経営移譲率とい
うものが——もしか数字が違つておりましたら後
は訂正させていただきますが、二〇％であつた。
あるいは六十四歳までの経営移譲率が三〇％であ
つたというところが、こういう年金制度をつ
くることによつて五年ぐらゐ若返るであらう。こ
ういふふうな大方の御意見もありまして、六十四
歳まではたしか三八・九％ですか、の経営移譲
率になるであらう、こういうふうなことを前提と
いたしまして、この年金の仕組みを立ててい
るわけでございます。先生の言われました、確
かに、やめなさいという方が四割あつたといいま
す。場合によつて、いま言われました後継者を持
つておるもの八割といふ中の、いまの就業状況とのからみ
という問題もやはり一つの問題として意識しなけ
ばならぬ問題であらうというふうに考えるわけ
でございます。

○塚田大願君 私のお考え方をもう少し申し上げ
ますと、ただ、農民の意向に合致してないとい
うだけではないのです。問題はさらにあるのです
よ。というのは、現実には農業も年を取つてい
くわけでありまして、ところが、この経営規模の
小さい農家は、言へば年金が必要なんですね。零
細な経営であれば年金がなくて生活が苦しい
わけですから、年金がほしい。またやらない
かぬ、こういうことになるわけなんです。ところが、
そういう農家は、むしろ後継者への経議がおそ
くなるわけですよ。で六十五歳を過ぎてもな
か生活維持のためには、やっぱり働かなきゃい
かぬ、そう簡単に遊んでいられないというの
が現実です。ですから、農業者年金が少なくとも
後の生活を保障するものなんだというたてま
えなれば、こういう農家にこそ高い年金が払わ
れなければならぬ。ところが、実際は現行制度
はその逆で、経議の可能な大規模農家に高い水
準の年金を与えられる。しかし、同じ年金を払
つてきても小規模の農家は、なかなかこの年金がも
らいたくてももらえない。これが私は、現実では
ないかと思うのです。そういう意味でこの年金には

まだ矛盾を持つておると思うわけです。気持ち
はわかるんですが、いわば構造政策の推進という大
義名分といひますか、そういう政策目的というも
のはわかりませんが、しかし、現実にはこれが
合致してないところを私は、問題にしなけ
ればならぬと考えているわけです。

そこで、さらに伺ひますけれども、これ
は、厚生省になるかもしれませんが、保険料との
関係で、これは完全積み立て方式ということにな
つてはいるわけですね。それで、現在の年金加入者
の何割がこの経営移譲年金を受けるようになるの
か。計算上出てくると思うのですけれども、そ
の点を知らしめていただきたいと思います。

○説明員(持永和見君) 数字——財政計算の上
で見込みました経営移譲率について御説明申し上げ
たいと思ひます。先ほどから話がございます
ように、今回の財政再計算を行なうに際しまして
は、まだ農業者年金制度自体の年金の支給が始ま
つておりませんので、したがつて、経営移譲の実
績を、制度創設以来の実績を把握することができ
ない。そういうような事情から、制度創設の際に
用ひました経営移譲率、それを今回の財政再計算
の基礎率にいたしております。で、制度創設にお
きましては、厚生省で行ないました農業者年金基
礎調査によりまして実績を調査いたしました。そ
れに對しまして、先ほどお話ございましたよう
に、かなりこの制度を創設することによつて経営
移譲が促進されるだろう、こういうことを考慮
いたしまして、六十歳の時点での経営移譲率を二
五・〇％で、ちなみに申し上げますと、農業者年
金基礎調査で調査いたしました六十歳までの経営
移譲率は一四・二％でございます。これを二五％
にし、六十五歳までの経営移譲率これが実績が三
〇・二％を三八・九％として計算しております。
その率を今回の財政再計算においてもそのまま使
つております。こういう状況でございます。
○塚田大願君 だいたひしますと、一率のやつぱ
り保険料というものが問題になつてくるんじゃない
かと思うのです。経営移譲もできない規模の小さ

い農家からも経営移譲年金をあわせて徴収する、これはやっぱり問題が残ると私は思うのですね。ですから、今回の二・二倍の水準、給付水準アップ等にあわせて保険料率も二・二倍になる。こういうことですけれども、その千六百五十円でありますか、その保険料の中で経営移譲年金分は、一体何円になるのかですね、その計算はどうなりますか。

○説明員(持永和見君) いまの御質問も年金の所要財源の問題だと思ひますので、私のほうから答えさせていただきますけれども、今回の農業者年金の再計算に当たりまして、実は、将来の所要財源と、それからそれをまかなうにつきまして、保険料とそれから国庫負担、両方の財源があるわけでございまして、所要財源年金の給付にどのくらい要するかということが、所について御説明いたしますと、今回の財政再計算に当たりましては、制度創設以来の積み立て金がすでに農業者年金において積み立てられておりますので、その配分の問題もございまして、厳密な形で経営移讓年金とか、農業者老齡年金一時金というものを申し上げるわけにはいかないんですが、およそそういった積み立て金を給付費の全体のシェアから案分比例いたして計算をしてみますと、一人当たりの被保険者につきまして所要財源が全体で三千五百五十五円になります。このうち千七百三十二円を経営移讓年金というふうに財源的には見込まれております。

○塚田大願君　とにかく、ちよつといまの答弁もおかしいところがあるのだけれども、まあとにかく先へ進みまして、私が経営移譲年金を問題にするのは、要するに、今度の農業者年金というののが、国民年金では十分に老後の生活は保障されない。せめて厚生年金などの年金並みの給付といふこの強い要求で、これが出発しているわけですね。しかも、公的年金としてのこの制度の価値といふものは、要するに、この農業共済なんかの老齢生命保険など、こういう私的保険年金ですね。こういう私的年金に入れないような苦しい農家、

経済的には苦しい農家を対象にして、その最低限の老後生活を保障しよう、こういう精神だったと思うのですよ。ですから、そのためには、国の助成も必要だと、こういうことだと思うんですね。そうしますとね、やはり農業者の老後を保障するという精神から言いましても、まだ働ける者には、そういう中高年齢者にふさわしい仕事を与え、その労働によってまともな収入が保障される、こ

それが本来のこの原則でなきゃならないと思うのですよ。そういう意味からも六十五歳以上に、六十五歳以上で、おまえ役に立たないからもう隠居しなさい、やめなさいと。これでは私は、老人対策の原則に反すると思うのです。やっぱり働けるうちには、そして本人が希望するならばその仕事を保障してやる、収入も保障してやる。これが私は、老人対策の原則ではないかと思うのです。そういう意味から、いまのこの考え方は、こういうものに反すると思うのですけれども、この老人対策の問題は、かなり政治的な問題でありまして、これは政府委員よりも大臣に、私は、その所見をお伺いしたいと思うのですけれども。

○國務大臣 倉石忠雄君　いろいろこのような問題がふくそうしていると思うんですが、まず、この農業者年金制度は、先ほどのお尋ねに政府委員からもお答えいたしておりますて、私どもの考えは御理解いただけると思うのでありますが、農業に限らず、ほかの産業でもいろんな競争が行なわれてやっていくわけでありまして、おおよそ一つ大体の単位というものはあるわけでありまして。そこで、その単位以上の人もあれば単位以下の人もある。そこで、自分たちは一体、農業をやっておる、あるいは商売やっておるこの範囲、単位で競争しているのだろうかというのを考えてみたときに、これはやはり他と合併するとか、あるいはは店舗を売却して他の職に転ずるとか、おのおの考えられるところはあるのでございましょう。そういう場合の、一方において、その方がお年寄りであったというふうな場合には、これらの社会保障のほうで問題を引き取るべき問題であろうと思つて

おります。

私は、ほかの農業でも、他産業でもそうでありますが、やはりそれ自体産業として成り立ち得る一つの規模があると思うんであります。そういうところにやや及ばないような方はやはり規模拡大に協力をして、そういう方面にお持ちになつておる土地の効率的利用をやらせて、そしてわが国の農政の一つの目標である経営規模拡大に協力をしていただくという、そういうやりやすい状況をつくり出すということも必要なことでございます。

御存じのように、農業者年金制度というのは、私どもが発明したわけではありませんが、これはヨーロッパの諸国などでも古くから、形態は少し違っておりますけれども、やっておりますて、やはり経営規模の拡大に資するという考え方も一つあり、また将来の農業者の老後のめんどうをみるという考えもあるようであります、とにかくそういうことでございますので、先ほどもちょっとお話しの中にありました政策年金と申しますか、そういう立場でございますので、私どもは、やはりで

さるだに規模拡大して経営効率のあがるような農業を育てたい。そういうことについて、小さな零細な耕地しか持つておられないお方をも、どのようにして協力していただけるか、ということを見出すことが大事なポイントではなからうかと思つております。したがつて、社会情勢がだんだん許してくるようになれば、この年金制度もやっぱり逐次改善されていくのは当然なことでありまして、そういう意味で今度もほかの公的年金が改正されますので、それに合うようにいたしたいと、こういうことでございますが、まだ私どもは、これですと十分であるとは思つておりません。したがつて、われわれの農政を進めてまいる途中で、いろいろな形態の方が、自分がその中のどういう立場に立つておられるかということを御判断の上で——やっぱり経営移譲をあつと継ぎにされたからといって、全部農業をやめてしまふというわけじゃござんないませんので、経営主体がどういう方になるかというこの問題でありますからして、私どもは、

経営移譲をされた前の経営者が農業を捨ててしまふというふうな、そういう考え方は持つてないんでありまして、それはそれなりにやっぱいろいろな協力もできるでありまして、要するに、形態をしつかりしたものにしていくなための一つの、何といいますが、押す力というのは、この年金制度でも持ち得るものではないかと、こういうふうに考えているわけでございます。

○塚田大願君 この農業者年金制度そのものはもちろん農業者の老後の保障ということであつてしかるべきものだと思ふんですが、このやり方と申しますか、いま私がいろいろ申し上げましたようなやり方ではどうも矛盾が出る、日本の実情からいつて問題がある。なるほど規模の拡大ということは一つの前提でありましょうけれども、日本の現状からいつて、いまのようなやり方では、たゞしてじゃ、規模の拡大ができるのか。その点ではいままでもずいぶんいろんな施策も行なわれましたけれども、必ずしも規模の拡大というのがうまくいっているわけではない。

そういう点から見ましても、この制度のあり方の問題で、私は意見を出しているわけですから、たとえ西独あたりでも、こういう年金がありますけれども、これは全額国庫負担というふうに聞いています、あるいは間違っているかもしれないまでも。そういうやり方というものは相当充実した方向でやはり改善していく必要があると思うので、そういう意味でこの問題を取り上げたわけです。

次に、その年金の、何といいますが、その基礎ともなるべき問題として後継者の問題があると思うのですよ。で、後継者への経議、この問題も、いま大臣が、いつまでも年をとって働いておられても困るのだと、こうおっしゃるのだが、それならそれで後継者の育成ということが一つ問題になるわけですから、ところが、実際はどうかといいますが、と、農業白書にも出ておりましたけれども、農家人口の他産業への移動というのは最近は大んだん、高中年齢層へ変わっていつていると。また世帯上

の地位も二、三男からあと継ぎへ、さらには世帯主へと進んできている。こういう農家人口の移動の状況が四十八年度の農業白書にもはっきり出ているわけであります。で、こういう点を考えてみましても、これではたして日本の農業が健全に発達するかどうか、発展するかどうかという問題が出てくると思うのです。

そこで、実は私はこの間、秋田県の大森町の比内町というところへ行つてまいりました。ここで後継者であります農業青年という話を聞いた。実情を調べてまいりました。この秋田県の大森町の農業委員会では「比内町における農業青年の意識はいかにあるか」という参考資料を発表しております。この資料を見ますと、この青年たちの意識がどうなのかと申しますと、今後の「日本農業の見通しについて」というアンケートでは「暗い」と言っている青年が五六%ございます。約六〇%、六割に近い。見通しが「明るい」と言っている青年が一五%であります。こういう数字がはっきり出ているのです。その後継青年の中に、しかも、今後の見通しが「暗い」とする理由の大きな理由といたしまして、生産調整をあげている人が非常に多いのです。生産調整に対する意見といたしまして、このアンケートでは、生産調整「反対」というのが六一・七%、生産調整も「必要」だという意見が五%です。たった五%。六一・七%が反対だ。で、米どころでもございますから、特に影響が大きいのだと思うのです。この生産調整に対する影響というものは。

しかし、それにしても、これだけの結果が、この農業委員会の調査ではっきり出ているのです。ですから、だとすると、経議させる、経議させると言いますけれども、後継者がこういう考え方を、こういう意識ではたして経議というものが進むのかどうか。そういう意味では私は、政府の後継者対策というものは非常に大きな弱点を持っている。つまり言いかえるならば、青年の心をつかんでない。こう申し上げても差しつかえないんじゃないかと思うわけです。こういうふうな意識調査

が一方にございます。ところが、この町に行つて驚きましたのは、こういう青年たちが「こがねサークル」という自分たちの自主的なサークルをつくつていて、そして、この「こがね」というサークル誌を、こがねサークルで九年度でありましたが、一月も欠かさずに出して、いま百五号ですが、これが一番新しいものであります。こういうふうに運動しておるわけですね。非常に自主的なものでたいへん私は、りっぱなことだと考えておるわけです。それで、こういうエネルギーが、どこから生まれたかといえ、このサークルのメンバーが「若い力で明日の明るい農村を築こう」と、こういう呼びかけなんですね。とにかく出かせに行つて青年も、村に残つて青年も、みんな力を合わせて、何とか明るい農村を築いていこう、あすの農村を築いていこう、こういうことで結束をして奮闘している。それで、とにかく九年間もこれが続いてきたというのは、私は、たいへんな力だと思つておるわけです。ここに、日本の農業を発展させる力がある、エネルギーがあるという信頼を私は持つわけですね。一方では、しかし非常に暗いと、見通しとしては暗いと、こうも言つておるのです。

そこで、私は、政府の後継者対策としてやはり考えていただかなければならないのは、農業白書にもございましてけれども、この「中核的農業者の育成」、こういうことですね。そして何か、農業者大学へ入れて農業技術と経営管理能力をつけさせるんだ、というふうな、うたい文句でこの「中核的農業者」の育成ということをいわれておるのですが、こういう何か、選別的な、いわば規模の大きい農家と、そうでない農家を選別して、一部のエリートだけにたよつていこうとする考え方ですね。ここに私は、やはり考え方のつまづきがあるのではないかと。

ところが、「こがねサークル」なんてのは、そんなに規模の大きな農家の青年ではない、みんな出かせぎをしなれないような零細な農家の青年です。しかし、この人たちは、いまも申し上げましたように、残る者も、出る者も非常に力を合せてやつておる。こういうことなんですよ。この辺、政府としてどういうふうに評価し、この人たちの夢といふものか、何とか力を合せて、何とかなるんだと、やつていけるのだ、というこの願いをむだにしないで、出かせぎなくともやつていけるのだ、というふうな農業を、大臣として約束してやれないものかと私は考えているわけですね。やはり政治といふものは、こういう農民の、農業者の、あるいは青年のエネルギー、これをほんとうに引き出すところに私は、政治といふものがあるし、農政といふものがなければならぬのではないかと。こう考えますので、この辺、大臣はどんなふうに考えていらつしやるか、これもあわせてひとつ伺ひたいと思つたのです。

○国務大臣(倉石忠雄) 生産調整のお話でございますが、私、初め生産調整をやりますとき、その前に全国の農産物の地域指標といふものを作成をいたしたわけであります。それを公表するが、しないかなどといつて、公表に反対をされたような方もあるという時代でありまして、これはもう公表するほうがいい——これは農林省だけでつづつたわけでありまして、出先のものももちろんやりましたが、地方の農業団体等、それから自治団体の協力も得てつくりました。が、そういうことに基つてやはり適地適作を進めていくということが農業では必要なことだと思つております。そういう角度から考えますと、東北地方のような単作地帯はやはりそれなりの作物を選定すべきであると申したのでありますけれども、全体の農業団体等では、やはりそういうことはなかなか問題が大きいので、全国平等にやつてもらいたいというふうなことで始まつたのが当初の生産調整でありますので、いま例にお引きになりまして秋田などはいま申しますような単作地帯である。しかも一番優秀な米の産地でありますので、そういうところはやはりそれなりに、そういうものに重点を置いて作目を選んでいただくとい

うことが大切なことだと思つた次第であります。が、もうこれからは、だんだんお生産調整が継続されますけれども、やはりそういうことは十分注意をしなければいけないと思つております。秋田で生産調整をやられたということと不安を持たれるということとは、これはあり得ることだと思ひます。私も、その気持ちはよくわかるのであります。私も、やはりもう一つは、政府ももう少し一般の方々に、日本の農業の現在の状況等を、また将来の見通し等について、十分徹底して知らせることが必要なことだと思つております。したがって、毎年出しております農業白書などでも、最近はずいぶんわかりやすいものをつくりまして、一般の方々もあれを讀んでいただければなかなかきびしい状態ではあるが、日本の農業というものはたいしたものだということを、みなを感じられるはずであります。

先年来、日本の農協の方々がずいぶん外国においでになりました。私どもの知り合ひの青年たちも帰つてきて、いろいろな感想を述べておられます。わが国の農政といふものが、いかにこまかいところまで気を配つておるか、ということをつづく感じて、帰つてきて報告をしていられる人もおります。

ことを言われましても、それはなかなかむずかしいことであつて、いろんな施策が集中的に行なわれて初めて、ものごとの成果はあがつていくわけでありまして、私は、やはり農業基本法以来、私どもの立ててきました方針、これを遂行してまいることによつて——先ほどもちよつと塚田さんのおことばの中にあつたが、いままでたいへん期待しておるようなわけにはいかないじゃないか、というお話がございましたけれども、確かに私は、そういう点はあると思うんです。とにかくまあ非常に経済が伸びてまいりました。その間に、同時にまた、一般のそういう工業従事者から見て、農業の全体の所得水準というものは低かつた、かたがたいろいろ不利益な点もあつたことは事実であります。昨今においては、御存じのように、そういう点においては、農家所得というものの水準がかなり上昇してきておることは御存じのとおりであります。その中で、やはり日本の特質と申しますか、まあよそにもありますけれども、日本ではだいたい特徴的にあります。兼業農家、この兼業農家というものを、どういふふうに全体の農政の中で組み合わせていくか、ということにわが国の非常にむずかしい問題があると思ふんです。

しかし、まあいま御審議を願おうとしております農振法の改正案等は、思い切つたことを考えまして、そういう規模を拡大して生産性を向上させ、コストダウンをして他産業と競争のできるような農業を営ませるといふことの目的のために、土地の利用権というふうな、新しい構想をもつて規模拡大をすることの可能な方法を、できるだけ講じて、土地の効率的利用をやつていくという、思い切つた施策を講じようとしてゐるわけでありまして、そういうふうないろいろな施策を総合してやつてまいりますことによつて、私は、日本の農業、しかも必要欠くべからざる食糧の増産でありますので、そういう点では、政府の方針としては、全力をあげてそういうことに予算的に

も集中していくことになつておるのでありますから、まあ私は、農業従事者の多少でも気のつかれたこと、御不満のような点はどうもおしやつていただいて、そういうことに対応する態度を持ちながら、いまの農政を進めてまいる。こういうことでありますので、私どもの立場から申せば、日本の農業というものは、いまお読み上げございましたような、先行きは暗いというふうな方、そういう方にもう少し十分わかつていただけたらというに、私どもは、しむけていくべきであると思ふし、私どもは、日本の農業というものはちつとも暗くないと、こういうふうな結果を招来するような農政を展開していくつもりであります。

○塚田大輔君 いま大臣は、日本の農業の将来についてたいへん自信のある御発言でございましたが、まあ外国なんかに見学に行けるような、かなり水準の高い農家の方々は、あるいはそういう見方をしておられるかもしれないけれども、いまの日本の農政について、けっこうだといつてゐる農民は、私の知る限り、私も新潟の出身で、東北でありますけれども、あまりない。こう申し上げたいところですけども、きょうは、そこが重点ではありますから、機会がございましたら、またそういう点でゆつくり大臣と論議してみたいと思ふわけですが、いまの後継者の問題では、私は、まあ私の知つてゐる限り、いま実情を申し上げたんですが、これをどう打開していくかという点については、私は、策がないわけではないと思ふんです。こういう、私が申し上げるようなことを政府、農林省がやつていただければ、確かに日本の農業は発展していく可能性はある。というのは、エネルギーがあるということでありまして、このエネルギーに、マッチした適切な政策というものがとられれば、私は、日本の農民はほんとうに政府を信頼してやるだろうと思つてゐます。

そこで、その政策なんです、私は、後継者がやはりほんとうにこれからは農業をやろうという

ためには、一つは、総合的な価格保障がないとやばりだめだという感じがします。この間の参議院の予算委員会でも、えきの高騰で、畜産農家の青年が自殺したということを共産党が質問いたしました。大臣も御記憶だろうと思ふのですが、こういう状態ではこれはだめなんです。あるいはまた、他人をけ落としてまで大規模をやろうと、こういうことでもやつぱり私は、成功しないと思ふんです。で、青年たちは、私、比内町でいろいろ聞いてみました。あそこは、水田の単作地帯なんですけれども、青年たちはバラを盛んに始めたんです。このバラが非常に成功しているんです。あるいは畜産をやつてゐる青年もある。非常に多面的にやつてゐる。そうしてこのサークルが、先ほど御紹介したサークルが、これが成功してゐるという基礎には、そういう経営のお互いの協力があつたということなんです。ですから、ハウス栽培でも、畜産でも、青年たちはいろいろやろうという意欲を持っていますから、問題は、その価格保障をするということなんです。ところが、青年たちの悩みは、おやじにそれを相談すると、おやじは、おれは今まで養鶏もやつた、養豚もやつた、がみんな失敗してしまつた。お前たち、そんなよいところに手を出すな、と云つて、おやじがこれをとめてしまつてしまふんです。ですから、何とか価格保障をしてくれれば、私も、ほんとうにこうやつて一生懸命やるつもりがあるんだ、ということですから、私は、この総合的な価格保障をしつかりするというのが一つ。

それから、いろいろありますけれども、もう一点は、農用地の拡大です。やはり青年たちがやろうと思つても、たとえば畜産をやろうとしても、放牧地や採草地がない。飼料もむやみやたらに高い飼料を買つたんじや、とても合わない。何とか農用地を拡大してもらえないのかと。で、この比内町なんかでも、まだまだ水田にできる面積がかなりありますし、その他放牧地や採草地に可能な土地もたくさんあるわけでございますから、この点では私は、国がもう積極的に助成をして、年次計画を立てるなりして、この必要な農用地を積極的に開発していく、これがやつぱり必要だろうと思ふんです。ところが、いまの市町村で立てておられます農振地域の整備計画というものは、非常に控え目なんです。これじゃ、とてもそういう農民の要求、あるいは政府の規模拡大といつても、そういう点ではなかなか条件がそろわない。こういうことですから、私は、もし大臣がそういうふうな日本の農業についてはつきりした展望、確信を持っていられしやるならば、もっと積極的にこういう政策の面で私は、積極性というものを打ち出していただく必要があると思ふんですが、この点、時間もたいへん迫つてきましたので、ひとつく簡潔でよろしくございまして、大臣もし御所見があれば聞かせていただきたいと思います。

○政府委員(大山一生君) 農業会議等において農業者の青年の意識の調査、こういう中で規模拡大といふことをすべきである、あるいは大規模化を目指す農政はすべきである、こういうふうな意欲が非常にあるということは確かであると私たちが思つております。今度、先般国会で御可決をいただきました農用地開闢公団法、これも、やはりそういう意味において、未利用、低利用の土地の広域に残つておるようなところにおいて、いわば急速に計画的に土地基盤を整備し、上物を整備して、そして新たな広域主産地を形成する、こういうふうな目的であるわけでありまして、また、そのほかに、土地改良長期計画に基づきまして、この新公団によりまして事業も含めて今後十年間の間に、五十七年までに、七十万ヘクタールの農用地を造成する、こういうふうな方向で基盤整備事業を進めてゐるわけでございます。方向といふものは、われわれとしては、今後ともさらに推進してまいりたい、こういうふうな考え方で、先般の法律の改正にもしていただいたわけでございます。

そこで、規模拡大の一つの方法といたしまし

て、現時点におきます個々の農家の間における利用権の設定の問題につきましては、これを農振法の一つの大きな改正の目的といたしまして、農用地利用計画をつくり、農用地利用増進事業というのを打ち出しているわけでございまして、まあいけば、いまだ地価高騰というふうな中において、所有権に対する非常に資産保有的な色彩というものもある中で、いかにして規模を拡大するか。それを関係農民の間において、いわば農用地利用増進計画というものを、知事の認可を受けた中でつくって、お互いの中で利用権を設定していくというふうなこともまた、そういう意味の規模拡大の一つの方向というところで、――農振法の改正を国会に提出しているのも、実はそういうふうな大臣の言われました方向への一つの施策ということでございます。

○塚田大願君 この問題、もう少し詰めたと思うんですが、時間もたいへん迫つてきましたから、これはまたあらためて一般案件のときにもひとついろいろこういう政策問題について伺いすることにいたしまして、次に、農林年金のことについて伺いたしたいと思います。この点、委員長、若干少時間超過いたしますけれども御了承願いたいと思います。

一つお伺いしたいのは、私はここに「農林年金受給者の生活実態」というアンケートを拝見いたしました。これは農林年金中央共済会議、農林年金労働組合が昨年の八月に出されたアンケート調査であります。これを見ますと、これ大抵、こういうものをあらわしているかどうかわかりませんが、これはぜひひとつあらわになっておく必要があると思うのです。と申しますのは、この退職年金ですね、農林年金の退職年金をもらっている方の六割以上、六一・三％が、やはり退職後も働いておると。こういう結果が出ているわけですが、しかも、その働いていらつしやる方々の九割が、――八七・四％でありますけれども、経済的な理由である。つまり生活のために働かなければいけないんだと、こうおっしゃっておられるわけ

です。ですから、これは要するに、裏を返せば、年金では食っていけないから働いているということなんです。こういうことですね。

さらに、こういう方々の生活実態がどうかといひますと、たいへん生活の実態は苦しいと、たいへん苦しいとおっしゃっている方が二六・二％あります。やや苦しいというのが三七・八％あります。合計六四％が苦しいとおっしゃっておられるんですね。やっぱりこれが農林年金の実態だと思うんです。こういう実態をほんとうに政府はつかんでいらつしやるのかどうか、この点をまずひとつお伺いいたします。

○政府委員(岡安誠君) いま先生がお示しいただきました資料は、私ももっていたしておりますので承知いたしておりますが、政府として別途、それと別に調査をいたしたというものはございせん。

○塚田大願君 ですから、問題は、実態はこういうことです。

そこで、この年金の問題でありますけれども、確かに今回の改正では、この年金の算定方式の中に、いわゆるこの従来の給与比例方式に加えて、この通算退職年金方式というものを取り入れられました。これはまあ一つの改正だと思つておられます。これは一つの前進だと私も見ております。が、しかし、問題はやっぱり最低保障というべき定額部分の金額が年二十四万円、月に二万円と、こういうものです。これは二万円では、今日のインフレ下で生活はできないのはこれはまあ常識だと思つておられます。何も憲法の条文まで持ち出すまでもなく、これはもう生活できません。非常にひどいものであります。しかし、実際はこれだけではなくて、給与比例部分が加わるわけでありまして、たとえば平均標準給与の二十年間組合員であった場合、百分の二十でありますから、十万円の給与の方ならば二万円プラスされるわけでありまして、合計四万円ということになります。しかし、それでも、とてもいまのそれだけでは生活ができないと、これは私も、常

識としてわかると思つておられます。ですから、私も、やはり最低でも標準給与月額六割ぐらいは保障されなければ、やはり老後の生活保障ということにならないのではなからうか。つまり十万円の給与の方だったら六万円と、このぐらいいなければいままのこの現状では、生活できないと私もは考えているんですが、その点はどんなふうにお考えですか。

○政府委員(岡安誠君) 確かに現在の制度では、まあ農林年金だけではないと思つておりますけれども、各種共済制度によりまして年金だけで生活維持するというのは、必ずしも楽ではないと、特に、平均標準給与等が低いような状態で年金の交付を受けておられる方々はそのうちであるというふうな考へております。これはやはり、先生十分御承知と思ひますけれども、年金制度と申しますのは、いわゆる一種の共済制度でもって、相互扶助事業として一定の拠出に對して給付をするという、まあ保障方式をとっておりますので、必ず一定額の年金額を画一的に交付をするというふうなわけにはまいらないわけでございします。ただ、やはりこの年金というものが老後の生活の重要なさきえになるということではなければならぬというふうな考へて私もおりますので、今回の改正におきまして、最低保障額または絶対保障額と称せられるものにつきまして、大幅な増額をしたわけでございまして、まあこういうような改善によりまして、順次、年金制度の内容も改善をしていくものというふうには私も考へておる次第でございします。

○塚田大願君 先ほどあげましたこの資料を拝見いたしますと、まあたいへん深刻で、一々こゝで紹介するわけにいきませんけれども、非常に、たとえば六十三歳の婦人の方ですが、こんなふうな書いておられるんですね。この方は十一万四千円の年金です。「働くのも後一、二年。今の年金額では生活は出来ません。今はその為と無理して民間の会社に勤めて年金を残して居ます。でも老後を心配して居ます。どうか改善して戴く様御願ひ

いたします。」と、おばあさんのこの手紙です。あるいは六十七歳で十九万八千円の年金をもらつておる男の方。「働いていと書きましたが、小学校の宿日直代行員で六ヶ月契約、一日七百円。もうこの歳になると雇つてくれる所などなく、殊にこんな田舎では働ける仕事がありません。しかし、世間の付き合い等でなかなか出費が多く、交際費に参つてしまいます。子供からの送金もあてにはできないし、五万円年金というの夢かも知れないが待望したいところです。」と、こういうふうな、いろいろもつとたくさんございします。全くこれを読んでいると、じいんとくるような感じになるんですが、ここにもちよつと出ておりましたが、農村というこの条件ですね。いまも局長おっしゃいましたが、だんだんよくすると、ほかの年金だつてそう一ぺんにはいかないのだと、こうおっしゃるんですが、農村というこの条件ですね。その中で農林年金、これは特に私は考へてみる必要があると思つておられます。しかも、農林年金の職員というのは給与水準が非常に低い。これはもうしばしばいまでも言われました。なぜ低いのか、これをどうしたら改善できるのかという問題もたくさんございしますけれども、とにかくこういう状態でありまして、私は、やはりこの農林年金というのは特殊に考へて差しつかえないと思つておられます。ほかの年金と同じように考へなければならぬということはないわけでありまして、そういう意味で、とにかく何十年も日本の農業のために働いてこられた方々でありますから、ぜひこの辺は大臣としても積極的にとらえて、いまも出ましたけれども、改善のために全力をあげていただきたい。このことをひとつ最後に大臣の御意見も聞きまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) 先ほど足鹿さんの御質問にお答えいたしましたように、この点は十分考慮いたしまして、逐次改善の方向に前向きでひとつ検討してまいりたいと思ひます。

○委員長(初村雅一郎君) 両案に対する質疑は本

日はこの程度にとどめます。
本日は、これにて散会いたします。
午後五時三十三分散会

昭和四十九年六月三日印刷

昭和四十九年六月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

H